



№ 0 ^ 8 2 9

中國合作學社
仙舟先生紀念合作圖書館
(簡稱)
仙舟合作圖書館



書位號數 C000
869

登記號碼 829

農學博士 佐藤寬次 閱

白井鋼之助 著

産業組合論

東京農業大學出版部



3 2169 7831 6

MOT
F2762
79

産業組合論 目次

第一編 産業組合發達史

第一章 諸外國に於ける産業組合の沿革

緒言 (一)

第一節 英吉利に於ける産業組合の沿革 (四)

第二節 獨逸に於ける産業組合の沿革 (三)

第三節 佛蘭西に於ける産業組合の沿革 (三)

第四節 伊太利に於ける産業組合の沿革 (三)

第五節 丁抹に於ける産業組合の沿革 (元)

第六節 其他の諸國に於ける産業組合の概況 (四)

第二章 我國産業組合の沿革と其現況



3 2169 7827 4

第一節 産業組合法制定前の状況……………(四〇)

第二節 現行産業組合の發達……………(四一)

第三節 現下我國産業組合の概況……………(四二)

第二編 我國産業組合の解説

第一 産業組合總説

第一節 産業組合の特質……………(四三)

第二節 産業組合の要素……………(四七)

一、組合員……………(四七)

二、組合の資本金……………(四七)

三、組合の機關……………(四八)

四、組合の定款……………(四九)

第三節 産業組合の設立と登記……………(四九)

第四節 組合の解散及清算……………(五〇)

第五節 組合の監督……………(九六)

第六節 産業組合の特典……………(一〇〇)

第二 産業組合及其聯合會各論

第一章 信用組合……………(一〇三)

第一節 信用組合の特質……………(一〇三)

第二節 信用組合の事業……………(一〇四)

一、信用組合の貯金業務……………(一〇五)

二、信用組合の貸付業務……………(一一〇)

第二章 販賣組合……………(一一五)

第一節 販賣組合の特質……………(一一五)

第二節 販賣組合の事業……………(一二九)

第三章 購買組合……………(一二三)

第一節 購買組合の特質……………(一二四)

第二節 購買組合の事業	……………	(一三六)
第一、消費購買組合の事業	……………	(一三八)
第二、原料購買組合の事業	……………	(一三九)
第三、購買組合の加工及生産	……………	(一四〇)
第四章 利用組合	……………	(一四〇)
第一節 利用組合の特質	……………	(一四一)
第二節 利用組合の事業	……………	(一四二)
一、生産上の利用組合の事業	……………	(一四三)
二、經濟上の利用組合の事業	……………	(一四四)
第五章 兼營組合	……………	(一四五)
第六章 産業組合聯合會	……………	(一四五)
第一節 産業組合聯合會の種類	……………	(一四六)
第二節 聯合會の事業	……………	(一四八)
一、販賣組合聯合會の事業	……………	(一四八)

二、購買組合聯合會の事業	(一四九)
三、利用組合聯合會の事業	(一四九)
四、信用組合聯合會の事業	(一五〇)
第七章 産業組合中央會	(一五一)
第八章 産業組合中央金庫	(一五三)

第二編 農村振興と産業組合

一、農家の窮乏と之が打開の對策	(一六〇)
二、農業經營改善と産業組合	(一六三)
(1) 農業用品の共同購入	(一六三)
(2) 農業生産設備の利用	(一六四)
(3) 農産物の共同販賣、附農業倉庫	(一六五)
三、農村金融と信用組合	(一六六)

四、農家の生活改善と産業組合……………(一七)

(1) 日用品の共同購入……………(一七)

(2) 日用品の共同製造……………(一七)

(3) 共同浴場……………(一七)

(4) 共同理髮所……………(一七)

(5) 冠婚葬祭等の用具の共用……………(一七)

(6) 託 児 所……………(一七)

(7) 醫療施設の共用……………(一七)

五、小作問題の解決と産業組合……………(一七)

(以 上)

C000
869

産 業 組 合 論

白 井 鋼 之 助

第一編 産業組合發達史

第一章 諸外國に於ける産業組合の沿革

緒 言

我國産業組合法によつて謂ふ産業組合なる組合は法規によつて制限せられたるもので他國に於ける此種組合と比すれば多くの特異點を有するものである。

されば外國に於ける此種組合をば一般に協同組合（主として農村的のもの多く農村協同組合と稱す）と稱する學者も多く、我國に於ても産業組合の外同業組合等の類似組合等をも包含して協同組合なる語を用ふるを例とする。

産業組合の型式は外國よりの輸入物ではあるが外國の産業組合なるものは必ずしも我邦の夫と同一の概念に非ずして種々なる形態性質の組合を含み、殊に國によりて、夫々著しく特色ある各種組合を有する事を卷頭まづ讀書子の腦裡に牢記して頂きたい。

外國に於ては一般に協同組合を「オオペラティーン、ソサイティ」(英、Cooperative Society)「ダノツセンシャント」(獨、Genossenschaft)「ンシエテ・オオペラチイソ」(佛、Coopérative)等と稱してゐる。

人々相集つて相互扶助の社會形態を成すは人類の本能であつて元來この組合の思想と形態とは假令それは極めてルーズなものであつたとしても兎に角原始時代より自然發生的に各國各民族の間に必ず存在してゐたものである。

然るに十八世紀末より十九世紀初頭にかけて彼の所謂産業革命は世界の産業の上に大變化を及ぼした。産業人たる各個人の職業、生活の上に迄大改革を齎したのは當然である。

即ち零細農業者、手工業者、労働者等は未曾有の非慘なる状態に陥り彼等の生活は極度の不安定なるものとなつた。是は歐米先進諸國に於て特に高度の文化に進める國程之に正比例して顯著なる事實であつた。

茲に於て是等無産大衆の困難を救ふべく種々なる運動が起つた。或は慈善的、救貧的方法により或は労働組合を組成して資本家への對抗により、或は海外移住による新開地開拓による等である。更に又は等無産大衆が自覺して自らの意志により、或は思想家、宗敎家等の唱導により政府や資本家の助けに依らず自治自助、相互扶助の方法として組合を組織するものをも生ずるに至つた。

茲に注意すべきは、先進工業國例へば英國等に發生したる消費組合運動等は著く階級的的思想を背景とし、従つて労働抗争の激しき都市に於て發達したるに反し、各國農村に今日最も發達せる信用、購買、生産等の諸組合は階級的といふより寧ろ相互扶助的傾向を有することである。是蓋し各國々情こそ異なれ何れも農村に於ては資本主義化の傾向遲きと職業的に労働抗争の顯著ならざるに依るものであらふ。

兎まれ産業組合運動は産業革命による資本主義經濟の勃興、是が中心原理たる自然淘汰自由競争の結果、社會に多くの落伍者たる無産大衆を生み出し、この落伍の無産大衆の唯一の生存の道として協同相互扶助的精神によつて生れ出たるものである事は各國組合の沿革に見て明かである。

また中には自然發生的に存したる原始組合が十九世紀より二十世紀に亘る如上の産業組合運動に刺戟せられて型態を整備したものもある。

産業組合はそも如何にして生れ如何に發育し來りたりや、此事を知るは漸て産業組合運動に志す人々に組合思想の理解を興ふる上に是非共必要の事であらねばならぬ。

卷頭まづ各國に於ける産業組合運動の沿革を掲ぐる所以である。

第一節 英吉利に於ける産業組合の沿革

英國に於ては消費組合の發達最も著しく今日に於ても世界に於ける消費組合運動の本場とも謂ふべき盛況にある。蓋し英國に於ては消費組合創始の誇りを有し然してそは英國の獨自の環境の所産なるが故である。

十八世紀より十九世紀の初にかけて産業革命の最も早く遂行せられ、從つて其の産業革命の中心經濟機構たる資本主義の齎す弊害の最も早く現れたのは英國であつた。即ち工場労働問題の最も早く起つたのは英國である。

殊に産業革命の結果農民の都市集中甚しく其の勢は都市労働者の貧窮化へ拍車を掛

けることになつた。

工場労働者の生活を安定せしめ向上せしむべく英國に於て最初に努力した人はロバート・オーエン (Robert Owen, 1771—1858) である。彼は小手工業者の家に生れ、後經營者となるに及び労働者の悲惨なる生活に同情して彼等の生活向上の爲、家屋、庭園、食堂、共同作業場、貯蓄金庫等を經營し、労働者の教育向上を主眼として種々努力したが、成績は見るべきものが無くして終つた。

然し彼が全く獨力を以て、労働問題解決の爲努力し、思索した効は没却する事は出来な。大資本主義の發達と共に英國各都市の工場労働者の生活は之に逆比例して困難となつて來た。之は何れも機械工業の發達による失業者の續出、賃銀の低下、従つて生活の困窮不安によるものである。

一八四四年十二月二十一日、マンチエスター市に近き小工業都市ロッチデール市に於けるフランネル職工二十八人が二十八磅の出資をなして茲にロッチデール公正組合 (Rochdale Equitable Co-operative Society) が生れた。之が即ち英國消費組合運動の起原であり又世界消費組合の母體である。其の目的とする所は日用必需品を共同購入し組合員に賣却せ

んとするもので、其思想はロバート、オーエンに負ふ所が多い、全くの自治自助の組合である。

此組合は獨り世界最初の誇りを有するに止まらず、又其の精神に於ても今日の産業組合の根本原則を創定してゐるものであるが故に煩を厭はず所謂「ロツチテールの原則」を列記すれば、

(一) 組合員の表決権は平等なること。

出資額の多少に拘はらず組合の議決には一切一人一票の平等主義で定める。此點株式會社等と根本的に異なるもので今日尙産業組合の根本原則となつてゐる。

(二) 政治及宗教には全然無關係なること。

組合は如何なる政黨にも宗教にも中立であるを原則とする。組合員中には如何なる政黨に入り如何なる階級に屬し、如何なる宗教を信じやうとも組合は何等之等に拘ることはない。唯、互助によつて組合員の産業又は經濟の改善を計るを目的とする。

(三) 組合の利益は組合利用の分量に依り組合員に割戻すこと。

産業組合は資本の團結では無い。故に利潤のみの追及に終始するものでは斷じて無い。

— 論 合 組 業 産 —

されば組合に利益あらば、準備金、積立金、其他の必要償却費、出資利子等を控除して尙剩餘利益あらば、此利益金は組合員が組合より購入したる購買高に應じて割戻すを原則とし、株式會社の如く出資金高に相應する利益配當をする事は認めない。

これによつて組合への忠實性や愛着性を増すことが出来るのである。

(四) 組合員を教育することに力めること。

ロッヂデール組合に於ては組合の利益の二・五%を控除して積立て、之を基として組合員の教育を行ふこととした。教育なき労働者に知識を授けんとしたのである。

此の原則は今日の産業組合運動の上にも重要な點である。例へば信用組合に於て組合員に資金を融通する場合、銀行ならば組合員より一定の擔保を取りさへすれば使用の目的如何に拘はらず貸出するが、信用組合に於てはよくその使途を諮し、組合員の産業又は經濟の發達に資するものでなければ貸出してはならぬ。

又購買組合の事務所に於ては酒の販賣を禁止し一組合内の風教の改善に資せんとするが如きである。

以上は産業組合就中、信用組合の大原則として今日も尙實行せられつゝある所である。

(五) 其地方に於ける普通市價を以て賣却すること。
消費組合の賣値は一般市價より廉價とせず、市價並みとし其代り年度末に於て純益あらば組合員に割戻すのである。

(六) 現金主義なること。
消費組合に於て掛賣りをなす時は賣掛代金が滞り遂に失敗に終る事が多い。ロツチデールの先驅者は此點につき現金拂ひを原則としたもので今日尙此原則は其儘勵行せられてゐる。

(七) 品質の優秀なるものを正確な量目で賣却すること。
一般商人は價格の低廉のみを以て客を釣らんとし其代り品質と分量に於て誤魔化し利益を得るのが一般である。然し組合に於ては市價で賣却はするとしても品質と分量の正確なることに於て信用を獲得したのである。

(八) 組合の資金は組合員の拂込みによつて之を造成すること。
此は自力を以て立ち政府や第三者よりの補助を仰がずして經營して行く所に此組合の重大なる意義が存する所である。産業組合は由來その發生的に見れば全く小無産農工商人等

が相圍結して資本主義機構下の自由競争場裡に大資本と對抗し其位置の維持向上を計らんとするもので全く自治自助のものである。

歐米に於ける産業組合運動は悉く斯くして下からの發生であり、其の勢力の増大と産業改良上の効果に驚き政府が後れ走せ乍ら法規を作り、或は助成の規定を設くるに至つたに過ぎず、本來は敢くまでも自助の組合であるが普通である。此點我國が歐米先進國に於ける産業組合運動の偉大なる業績に驚き天下り式に上から奨勵したものは異り其の精神に於て又其成績に於て雲泥の差を生ずる所以である事は注目すべき所であらふ。

所謂「ロッテデールの先驅者」(Roondale pioneers)等も此の渺たる小組合がやがて全英を風靡し更に海を越えて全世界の消費組合運動の母胎とならふとは二十八人の人々の中、誰か考へ及んだであらふ。

思へば偉大なるは何事にもあれ先驅者達の足跡である。

ロッテデールの消費組合創設以來英國に於ける消費組合の普及は次表の如き躍進を示してゐる。

— 業 組 合 —

年次 組合數 組合員數 取扱金高(單位千磅)

一〇

一八六二 四五〇 九〇、〇〇〇

一九〇六 一、四四八 二、二二二、四一七 六三、三五四

一九一三 一、三八七 二、八七八、六四八 八三、五九〇

一九二五 一、二八九 四、九一〇、九八七 一八三、五八四

一九三〇 一、二一〇 六、四〇二、九六六 二一七、三一八、〇〇一

一九三〇年に於ての數字は、組合員數六、四〇二、九六六人で全英國人口の一三%、産業組合加入戸數概算五、七六二、六七〇戸、全戸數の五〇%に及ぶ。以て其の普及觀るべきである。

英國に於ては一八五二年早くも「産業及經濟組合法」として産業組合法が制定せられてゐる。

如上、消費組合の發達に従ひ個々の組合に配給すべき消費物貨の共同卸賣の必要が認められ卸賣聯合 (Co-operative Wholesale Society) を組織せらるに至つた。

即ち一はイングリッシュ卸賣組合 (English Co-operative Wholesale Society. 略して E. C.

— 論 合 組 業 産 —

W.S) で英吉蘭及ウエールスの消費組合を包括し一八六三年設立、マンチエスターに本部
を設けられた。

他はスコットランド卸賣組合 (Scottish Co-operative Wholesale Society, 略して S. C. W. S.)
でスコットランドを包括し、一八六八年設立、グラスゴウに本部を置いてある。

イングランド卸賣聯合の取扱高其他は、

年次 加入組合數 資本(出資及借入磅) 取扱高(磅) 従業員數

一九一三 一、一六八 六、三二〇、七六三 三一、三七一、九七六 二〇、九九四

一九二七 一、一四一 五〇、四九一、二七四 八七、一四〇、八七〇 三七、一四二

一九三〇 一、〇九一 六八、〇九七、五八六 八五、八七二、〇九九 四一、二〇五

スコットランド卸賣聯合の業績は

年次 加入組合數 資本(出資及借入磅) 取扱高(磅) 従業員數

一九一三 二六八 三、六九六、四一五 八、九六四、〇三三 八、六八五

一九二七 二五七 七、八一三、七二五 一七、七一八、〇五五 九、九三五

一九三〇 二五一 八、五三六、九七七 一七、六九四、四一一 一〇、七七四

イングランド及スコットランドの兩卸賣聯合は一九二三年更に聯合して、英蘇卸賣聯合 (E. and S. C. W. S.) と稱し、ロンドンに事務所を置くに至つた。

此組合は、インドに茶園を有して茶の調製及販賣を行ひ、リユートン工場に於てはコア及テョコレート製造をなしてゐる。

一九三〇年に於て此組合の資金 (出資及借入金) 四、三三六、四三八磅、卸賣高 七、七二一、〇五六磅に達してゐる。

英國消費組合の組合員は勞働者が大部分を占めてゐるが、都市中産階級は全く産業組合を有してゐない。

勞働者の共同勞働を目的とする生産組合は餘り振はず、一九三〇年に於て組合數九七、組合員數四〇、〇五二人、取扱高 六、一九七、六八〇磅にすぎぬ。

次に英國に於ける農村協同組合は徴々として振はず、一八九四年サー・ハレリス・プランケット (Sir Horne Plunket) によつてアイルランドに農村産業組合の聯合 (Irish Agricultural Organisation Society) が組織せられた。

一九三〇年には之に加ふる組合四七〇に及んでゐる。

イングランドには一九〇〇年に、スコットランドには一九〇五年に農業的産業組合聯合が生れた。

一九二二年にはイングランドに一〇七九、スコットランドには八九組合が各之等に加わしてゐる。

以上三者の加入組合は、物資配給組合、酪農組合、土木組合、小作組合等であつて何れも政府の助成を仰いでゐるものが多い。

第二節 獨逸に於ける産業組合の沿革

獨逸は世界に於ても最もよく産業組合運動の普及してゐる國である。都市にも農村にも凡ゆる方面の組合が發達し、就中、信用組合は世界の範たるの名譽を負ふてゐる。

信用組合は獨逸に於て創始の誇りを有するもので今日世界の信用組合運動は獨逸の流を汲むものである。

獨逸に於て近世式組合思想を、初めて大に鼓吹せるものは柏林大學教授フーネル (Vlad von Aine Huber, 1800—1869) である。

されど其は英國に於ける組合運動を研究し、消費組合、住宅及借家組合、労働者の小農地組合、内地植民組合等の設立の必要と方法を教壇より大に唱道したるに過ぎず、實地運動にまでは入らなかつたが、其の組合思想普及の効は没すべからざるものがある。

實地に組合を組織したるものは信用組合運動の父と仰がるゝシユルツエ・デーリツヒ及びライイフアイゼンである。

シユルツエ系信用組合と其の原則

シユルツエ (Herman Schulze-Delitzsch. 1808—1883) はハル市に近い小都デーリツヒ町の生れ、其の町長であつたが一八四八年には選ばれて普國議會の代議士に當選、議會に於ては商工委員會の委員長となり手工業者の爲努力する所があつた。

時宛も獨逸に在つては資本主義自由競争の時代に入り手工業者の困窮は甚しきものがあつた。彼は國家の力を以てしても到底彼等救済の目的の達すべからざるを見、之が救済方法として自治自助を基とする産業組合の如きこそ唯一の方法であるとなし一八四九年靴工及び指物師の原料組合をデーリツヒに作つた。

彼は曰く「各手工業者を前貸や又共同作業所の方法位では之を救済する事は出来ない。

手工業者の幸福増進の途は彼等自身の内的生活を道德的に、又經濟的に確立し、自助を旗印として向上の途を進ましめねばならぬ。大資本の商工業に打勝つには手工業者も亦大資本の商工業と同様な働きを爲さねばならぬ。唯求めよ、然らば達せられむ。分立した小手工業者の力は微弱である。之を合し之を集め相互扶助の實を擧ぐるならばその幸福は齎されるであらふ云々」と。

彼は此原料組合に於て大資本家が原料の購入及び生産品の販賣に於て享くる大量主義の利益を同業組合員へも享受せしめ大資本との競争に於て落伍せしめざらむとしたのである。然るに理想は良かつたが原料品購入の代金を支拂ひ得ざる組合員もあつて何とかして資金を組合員へ融通するの必要あるを痛感した。さればといつて個々の貧弱なる手工業者では到底他より信用によつて資金を得る事は不可能である。

茲に於て組合を組織し組合員の連帯責任を以て保證し合ひ他より信用を得る事とし一八五〇年初めて信用組合を設立した。此組合は組合員へ原料購入の資金を前貸するの目的を以て設立せられたる爲前貸組合又は貸付金庫と稱せられた。然し其事業の性質よりすれば今日の信用組合である故、通常信用組合の濫觴とせられてゐる。

此組合の成績は極めてよく一八五三年には其數十二を以て數ふるに至つた。

シユルツエは信用組合を創立したのみならず英國に旅し彼の地の消費組合運動を研究し歸國後之をも唱導し獨逸に於ける消費組合運動の先驅者でもある。

彼は又政治的地位を利用して自ら晉國産業組合法を立案し遂に一八六八年には議會を通過せしむるに至つた。彼の産業組合先達としての足跡は蓋し偉大なるものがある。

シユルツエ系信用組合の原則を擧ぐれば次の如くである。

(1) 經濟的信用を重視し道德的信用には重きを置かぬこと。著しく其事業經營は銀行的である。

(2) 市街地を區域とする故組合員數も多く、區域も大きく且組合員の職業に制限が無いこと。

(3) 組合員は組合員外の第三者に對して一定限度以上の責任を負擔せず、即ち原則として有限責任（我國の保證責任に該當）なること。

(4) 組合の成立には一定の出資を條件とし組合員が出資をせぬ組合は之を認めぬこと。

(5) 剩餘金は出資に對して配當するを原則とすること。

- (6) 組合の事務を執る理事は有給とすること。
- (7) 組合の事業は原則として信用事業に限り他の兼營を認めざること。
- (8) 普通貸付の外手形割引、當座貸越勘定等により金融の便を開き其業務は所謂庶民銀行的なること。

(9) 組合員は多人數にして且組合員の職業種々なる爲資金の需給關係が常に調節せられ従つてライファイゼン系組合の如く專屬的の中央金融機關を必要とするの度が甚しくないこと。

(10) 貸付金の用途はあまり嚴格に調査せず且貸付金額も概して多額であること。
等を擧げる事が出来る。

ライファイゼン系信用組合と其の原則

ライファイゼン (Friedrich Wilhelm Raiffeisen, 1818—1888) は前述のシエルトツエが都市信用組合の創始者なるに對して、之は農村信用組合 (但し信用組合のみならず兼營を認むるも) の創設者である。

氏は一八一八年南獨逸のハム (Ham) に生れ早くより各地町長等を歴任したが、時宛

も獨逸農民は産業革命の進展と共に非常なる經濟的非境に陥り、經營資本は商人より借入れ生産物は債務の抵當として、商人に引渡しを餘儀なくせられ、商人の非道なる擧取に泣く者比々皆然りの實狀にあつた。

斯る非慘なる境遇にある農民と伍して其生活の實狀を見、農民の生活上の爲に著眼したのが組合組織である。

氏が最初設立した組合は富豪の寄附によつて資金を得た慈善的のものであつたが（一八四六年設立ワイエルプシュ村組合）失敗に終り、其後一八四九年フレームルスフェルドに於て、一八五四年ヘッデスドルフに於て設立の組合も何れも同様の運命に陥つた。

一八六二年に至りアンハウゼンに於て、氏独自の創意になる信用組合が誕生した。

この組合は農村の實生活によく適合し、各地に普及して所謂ライファイゼン系組合普及の母體となつたのである。

氏は一八八八年ノイウキードのヘッデスドルフに死去する迄、貧家より身を起して惡戦苦闘全く一生を農民救済の爲に捧げたと云つても過言ではない。晩年にはリユーマチスの犯す所となり遂に失明したが一女アマリネ (Amalie) が青春を犠牲として一生涯秘書を勤

—論 合 組 業 盛—

め父の志を助けた。

ライファアイゼン父子の如きは全く「一粒の麥」とも稱すべき此世の存在であつたと云ふべきである。

氏は晩年斯く絶叫してゐる。

「自分は政黨に奉公する事は出来ない。併し自分は産業組合を通じて獨逸全國民に身を捧げる事が出来る」と。氏は正に此言を實行し、農村組合普及の使徒としての尊き一生を終つたのである。

ライファアイゼンによる信用組合の特色を擧ぐれば次の如くである。

(1) 組合員の資格は經濟上のみならず道德的信用ある事を條件とし著しく道德的傾向を有すること。

(2) 區域はなるべく小とし、組合員數は一千人位を限度とし、且つ農村居住者に限ること

(3) 組織は無限責任とし組合員外の第三者に對し無限の責任を負擔すること。

(4) 組合の設立には出資を必要條件とせぬこと。

組合の必要資金は無限責任を以て他より借入れるか又は組合員の貯金に依るもので、此

ラ式組合に於ては初めは出資を全然しなかつた。

然るに後年、シエルツエ系組合の運動により獨逸産業經濟組合法の施行せらるゝに及び

組合の設立には出資を必須條件としたので、止むなく申し譯丈の小額出資をなす事とした

(5) 出資には普通位の利率の利子を支拂ふこと。

(6) 組合役員は組合員によつて無報酬にてなされること。但し多少の實費は之を支給して

ゐるのが一般である。

(7) 組合に利益を生じても之は配當せず、積立金として組合に屬せしめること。

剰餘による積立金は共同の資産とし、組合員が脱退の時は勿論、組合解散の場合にも組

合員には分配せず、公益事業又は産業組合の宣傳等に充てることにしてある。此點はシユ

ルツエの組合と著しく異なる所である。

(8) 組合の組織は極めて中央集權的であること、又極めて獨占的で信用事業の外、販賣事

業、購買事業等一切の農村組合の事業を行ふこと。凡てライファイゼン組合は系統的に聯

合を形成し、初めその中央の實權はライファイゼン自身が握つてゐたが没後も此の中央集

權主義は變化しておらず今日に至つてゐる。

又一組合一事業主義でない事も此組合の特徴である。

(9) 専屬的な中央金庫を有すること。

ラ式組合は何れも農村組合であり、且、組合員も農民が多い爲、資金の需要期が略一致し、従つて資金の過不足の調節が困難である。

よつてラ式組合の中央金庫を設け、中央金庫は所屬組合以外とは取引せず、組合も中央金庫以外の金融機關とは取引せざることにしてゐる。之もシユ式組合と大に趣を異にする所である。

(10) 貸付は擔保を徴せず、専ら對人信用に依て行ひ資金の用途及事業計劃を調査し、貸出後に於ても資金の濫用を戒め監事は時々其の實狀を視察し目的に反したる用途に當る事あれば一定期限内に返済せしむることにした。

貸付は長期低利を原則としてゐる。

斯くして獨逸に於てはシユ式信用組合とラ式信用組合とが相前後して發達普及し其の勢力を争つたが前者は主として都市に發展し、後者は農村に普及したるが故に實質的には何等相争ふが如き事はなかつた。

ハース系農村信用組合と其原則

獨逸農村に於けるライファイゼン系組合は次第に全國に擴まつたが、元々道德的要素に重點を置いて爲經濟的能率に於て不十分の處あり且、極端なる中央集權的專制主義は地方分權的特殊事情にある農民の要求に添はぬ點もあつて其の改造を必要とした。

ハース (William Haas, 1889—1913) は早くより農村協同組合運動に没頭し、一八七三年ライン地方に於ける農村消費組合聯合會の理事に選舉せられた。

氏はライファイゼンのキリスト教的友愛主義の熱情に感じ其長所を探ると共に一方シユルツエの經濟主義の長を知り、兩者の中間を取つて獨特の農村信用組合を創設した。

蓋し農民の眞の要求を取り入れたまでであつて全く自然發生的な組合であつた。

今その主義を要約すれば

(1) 出資に就てはラ式の如く極端に排斥せず、又シユ式の如く尊重もせず其中間を執つたこと。

(2) 責任關係に於て有限責任と無限責任と何れによるも其地方事情により適宜とせること

(3) 宗教と經濟を混するラ式の主義を排斥してゐること。

— 論 合 組 業 産 —

(4) 中央集権主義を排し、各地方に聯合會を組織し、其の聯合會を中心として組合を運用すべき事を主張した。

(5) 初め事業組合に重きを置いたこと。

ハースは最初ラインアイゼンの存命中は、主として肥料購買組合、牛酪組合等の如き事業組合の設立普及に没頭し、その中央會には信用組合の加入を認めなかつたが、ラインアイゼンの没後は農村信用組合の加入を認め、俄然大勢力となつた。即ち農村に於けるラ式とハ式組合の趨勢を見るに次の如くである。

ハース系中央會への所屬組合數

	一八八四年	一九〇〇年	一九〇五年
中央會支部	—	—	—
聯合會	一〇	二六	四〇
信用組合	—	四二	七〇
購買組合	—	四、四四〇	一一、五三三
牛酪組合	三一五	一、三七九	一、八四三
其他組合	二五	一、〇三四	一、六八二
合計	三五〇	七、一三七	一六、一三七

— 論 合 組 業 産 —

この間ライプアイゼン系組合の發達は比較的遅々たるものあり、一九〇五年初頭に於て組合數四、五二二（内信用組合三、九五八）に過ぎない。其後兩者は或は合併し、或は分離して遂に歐洲大戰に入つた。

一九二七年に於て兩者の分野を見るに

聯合會	ハース系	ライプアイゼン系
信用組合	八〇	四一
購買組合	一三〇四〇	六、〇四二
牛酪組合	四、一〇三	二、五六〇
其他組合	二、八〇九	八、六四三
合計	五、七九五	
	二五、八二七	

歐洲大戰後獨逸の窮乏、インフレーションの強化によりマーケットの天文的暴落となり、各種農村協同組合も甚しき損害を蒙り、遂に産業合理化運動の波及により農村各種組合も合理化の必要に迫られ、一九二九年、ラ式及ハ式の兩系中央會は合併する事となつた。そして新中央會が設立せられたのである。同時に各地方の聯合會、中央會、支會等も整理合併せられて今日に及んでゐる。

— 畜 業 組 合 —

最近に於ける獨逸農村協同組合の統計を擧ぐれば次の如くである。

一九三一年調

信用組合	二〇、一八九
購買及販賣組合	四、四四二
牛酪組合	四、七四七
電氣組合	五、九六四
畜産販賣組合	四八一
鶏卵販賣組合	四八五
青果販賣組合	三〇五
葡萄酒組合	三六九
機械組合	一、〇四八
牧畜組合	一、〇八七
植民及小作組合	二七三
製粉及製パン組合	一二三

火酒組合	一四一
其他組合	一〇三三
總計	四〇、六七七

第三節 佛蘭西に於ける産業組合の沿革

佛國に於ける産業組合運動の萌芽はノーリエー(Charles Francois Marie Fourier, 1772—1837)に初まる。氏は理想社會形態として、フアランスタール(Phalanstere 一大旅館とても譯すべく人々千五百人内外をこの一大旅館に收容し、是を一組合として周圍に四百町歩の土地を有し、此の土地を經營せしめて組合員の食糧を自給すると共に必要工業品も組合員をして自給せしめ、一組合として自給自足の生活を營ましめ、以て相互扶助、隣人相愛の理想的社會を實現せんとするもの一種の共同生活による生産組合である)なる共同組合的社會を考へたのである。

次でルイ・ブラン(Jean Joseph Charles Louis Blanc, 1811—1882)は勞働者の爲に一大生産組合を組織すべき事を主張した。

然し兩氏其實行に至らず、唯僅にブッシェー (Philip Bucher, 1791—1868) によつて一八三一年巴里に大工の生産組合が設立せられたが之は資金の缺乏により間もなく解散せられた。

斯の如く佛國に於ける産業組合運動の初期は社會運動の思想家によつて唱導せられたが其實行に當つては種々なる現實の故障を生じて何れも失敗に終つた。

然し大革命後一般産業の資本主義化するに従つて農業も之に適應せざるべからざるに至り、商人及金融業者の農民搾取顯著となり、農民は自衛の爲協同的組合結成の必要を感じ、自然發生的に生じたものが第一に信用組合であつて一八八二年之が誕生を見、ついで一八八四年にはサンデカー法 (Synthetische 職業組合法) とも譯すべきもの、商工、農の三種を認む) の公布によつて農村には農業的職業組合サンデカー・アグリコール (Synthetische Agricole) が續々として設立せらるゝに至つた。

この農業サンデカーは職業的利益を研究し之を擁護するを目的とするもので本來技術的研究と其指導及教育を任務とすると共に政治的には農業者の利益代表機關でもある。

又農業サンデカーは其目的を果す爲の事業としては主として肥料、藥品、機械、種子等

の共同購入をなし又中には共同販賣を営みつゝあるものもある。

されば事業の上より見れば購買組合である。一九二六年に於て農業サンデカーの數は一、六二三組合、其人員一、五六三、二四七人に達してゐる。フランス農民の約三分の一は之に加入してゐる事となる。

是等は多くは聯合會を組織してゐるが其數は約二百と稱せられる。

佛國農村に於ける信用組合は一八八四年法律によつて其設立を認められ、爾後政府の手厚き保護政策により總聯合金庫等も設けられ、加ふるに農業サンデカーに於て信用組合を兼營するもの増加し、一九二六年に於ては信用組合數五、八九七組合、組合員四三三、四一七人に及んでゐる。

佛國に於ける消費組合は大體都市に於て發達し、その都市信用組合は自衛の必要上なるべく大區域、多人數の所謂大組合主義をモットーとする爲、次第に附近の農民を勧誘して之に加入せしむるに至つた。

是等大組合主義の消費組合は、何れも數十乃至百數十の支店を有して、組合員への配給に便してゐる。

— 論 合 組 業 産 —

消費組合の實數に就ては都市消費組合との區別判然せず、其數字を得るの文獻に乏しいが、地方の都市を中心とする地方的消費組合は十數組合に及び、其包含組合員數は何れも一萬人以上八萬人にも及んでゐる。以て大組合主義の證左とならふ。

佛國に於て最も顯著なる發達をなしてゐるものは、農業保險組合である。保險組合の普及に就ては世界中、佛國に及ぶ國は無い。

政府に於ても種々なる保護を加へてゐる。

一九二七年に於ける農業保險を一覽すれば

	家畜保險	火災保險	穀保險
保險組合數	六、三〇一	九、三八二	二五一
組合員數	三二二、六一〇人	二六五、六〇三人	九、六七二人
保險金額	二、六二二、四九九千法	一〇、四〇四、六二七千法	一九五、八五二千法
被保險	八四二、九三七頭	—	—
保險料	三一、六三七千法	一一、二九七千法	二、一八八千法
再保險組合	七九	五六	六
加入組合數	三、一三一	一〇、四三六	二六八

— 業 組 合 論 —

再保險金額	六七九、五三五千法	二、六五九、七四八千法	一七二、五二八千法
其他の農村に於ける協同組合（主として生産組合）に就て見るに一九二八年に於て次の如くである。	葡萄酒組合	四九〇組合	
	火酒蒸溜組合	二三〇	
	製パン組合	四八〇	
	農具利用組合	一、一三五	
	牛階組合	一、八六〇	
	製油組合	五五	
	購買組合	一四〇	
	電気利用組合	六〇	
	其他組合	二〇〇	
合計	四、六五〇		

第四節 伊太利に於ける産業組合の沿革

伊太利に近代的産業組合の創設せられたのは一八六〇年代である。初めは都市に於ける消費組合及庶民銀行として生れ出た。

農村産業組合は一八八三年獨逸のラインアイゼン式信用組合に則るものが生れ、一八八六年には伊太利獨特の土地組合が生れた。

一九一三年には國立中央金庫が設立せられ國家として大に獎勵せらるゝに至つた。

各種組合数は歐洲大戰前に於て既に相當數に達してゐた。大戰後一九一七年には協同組合中央會が消費組合聯合會、農村協同組合聯合會、及労働及生産組合聯合會の三種の種類の聯合會を作り全國的統一を計るに至つた。

歐洲大戰中及戰後の伊太利は無産階級が著しく勢力を増し労働組合の工場管理、労働及生産組合の政府に對する積極的援助要求等が叫ばれ同時に凡ゆる社會運動が激發せらるゝに至つたが無力なる當時の内閣は只管是等の無産大衆運動に迎合し、協同組合に對しては殆んど極端なる補助政策を行つた爲有名無實な補助金儲けの組合すら簇生するに至つた

然るに一九二二年フアツシストによつて政權を獲得せらるゝに及んで、伊太利の秩序は面目を一新するに至つた。同時に社會主義的傾向を有する協同組合はフアツシストによつて大弾壓を加へられ或は解散を命ぜられ肯せざれば暴力を以てしても解散せしめ、從來の左翼的協同組合は殆んど潰滅せしめられた。

だがフアツシスト派の人々も協同組合を否定するものでは無く、國家に忠實な健全なる組合は大に獎勵したのである。

唯、補助金を受けるのみの目的を以て生れたる如き不健全なる協同組合をば解散せしめて政府の補助にのみ頼らぬ、自主的經營の健全なるものとしたると社會主義政黨と協同組合との提携により、組合が非國家的運動に携るを排撃したのである。

一九三〇年の調査によれるに農村産業組合と目せらるゝもの次の如くである。

信用組合 庶民銀行 六〇〇
農村金庫 二、六八二

購買組合 専門的なもの 二六三
其他の組合を兼營のもの多し

— 農 業 組 合 —

販 賣 組 合

牛 酪 組 合
葡 萄 酒 組 合
乾 菓 組 合
苹 果 組 合

三、二四

八四

一、二〇

兼營のもの多し

勞 働 及 生 産 組 合

一、三〇一

土 地 組 合

三一四

保 險 組 合

一、三五〇

大戦後は協同組合の濫設により其數二萬を起すと稱せられたものが如上の（但し之は調査に回報せるものゝみにつき未回報の組合相當多し）如き數字に迄整理せられたものである。茲にもムツンリーニ鐵腕宰相下の能率第一主義の片鱗を觀取し得らるゝではないか。

伊太利の諸組合の中、最も特色あるは農村に普及せる庶民銀行、農業金庫、（共に我邦信用組合に當る）と、労働及生産組合及び土地組合である。以下少く之が解説を試みやふ。

(A) 信用組合

一、庶民銀行

ルザツチ (Luigi Luzzati) によつて創設せられたものである。氏はミランの工藝學校の經濟學の教授であつて伊太利各地の都市貧民階級に同情し、獨逸に學びシユルツエ氏につき信用組合研究をなし一八六四年ロヂに信用組合を創設した。名づけて庶民銀行と云ふ。労働者其他に貯金を勧め且貸付事業を行ふたのである。大體獨逸のシユルツエ式の原則を採り用せるも更に之を民衆化し伊太利化したる所に特色を認められる。

即ち出資額を極めて少額とし、有限責任であり、理事の數を極めて多數にして民衆化したる如き、或は、貧困組合員には無利子貸付を行ひ又は積立金を以て利子を補給し低利貸付を行ふが如き之である。

大體都市労働者、小商工業者、等を主眼とし附近の農民をも加入せしめてゐる。故に農業的組合の一種と見做すのである。組合員數の極めて多き特色を有する。

二、農業金庫

前述の庶民銀行が都市的なるに對し伊太利農村に最も普及せるは農業金庫又は農村金庫と稱せらるゝ信用組合である。

ウオーレンボルグ (Dr. Luone Wollanborg) によつて一八八三年にロレギヤなる一寒村に三十二人の組合員を以て設立せられたるに創まる。

氏の組合は全くライフアイゼン式原則を採用せるもので、なるべく小部落單位とし出資を認めず、信用による借入金をも以て組合員に短期(通常三ヶ月間以内)貸付し、道徳的なること、役員数の極めて多く萬事デモクラティックなること等を特色とする。ライフアイゼン主義に加ふるにルザツチ式民衆化の長所を併用せるものである。

三、労働及生産組合

伊太利獨特の組合であつて多分に非資本主義的要素を含むものであり資本主義是正の叫ばるゝ今日、注目すべき將來を有するものである。

一八八三年ラベンナ地方に於て國家事業を或る土木業者が請負つたが一方から國家は請負價格の切下げを要求し他方使用労働者からは労働條件の改善を要求せられ、到底採算が立たぬ所から仕事を投出して了つた。其後を労働者が團結して直接國家から之を請負ひ極めて良好なる成績を擧げた。此組合が労働及生産組合の恐らくは伊太利のみならず世界最初のものである。

此組合に更に多くの政府事業を請負ふて優秀の成績を挙げ組合員にも福祉を齎した爲産業組合運動に多大の衝戟を與へ各地に之に倣ふものが簇生した。

一八八九年政府は法令によつて此種組合の規準を設け之に適するものには政府は一定額以下の土木事業を入札によらずして請負はしむるの便を與へて奨励した。

労働及生産組合は各地に増加するに至り茲に各地に聯合會を組織し更に大規模の政府又は公共團體の土木事業を請負ふに至つた。

一九二七年に於て、全國労働及生産組合聯合會に屬する地方聯合會二〇、組合數千三百有餘、組合員十萬五千餘人と稱せられる。

是等組合は、建築、鐵道、道路、築港、運河等の土木事業も請負ふが農地開墾灌排水工事等は戦後政府事業として殊に多く社會政策的に行はれたるにより概觀して農業的組合と稱し得る、又中には開墾せる畑地等を協同して借受け小作組合を兼營してゐるものも相當

ある。

四、土地組合

前述労働及生産組合と共に伊太利の持つ最特色ある組合はこの土地組合である。

我國に於ても農村小作問題解決が重要視せらるゝの時注目すべき組合である。

伊太利は古くより大地主の土地占有甚しく殊に此弊はシシリイ島、中部ロンバルデヤ地方等に甚しい。

此等の土地に於ては大地主より土地を借受けこの借地を細分して小作人に又貸し、中間搾取をなす資本家的小作人が介在し何等の生産に與らずして利益を壟斷してゐた。

彼等は小作料の増徴と賃銀労働者の賃銀低下をのみ専念し、多數小作人、農業労働者の地位は悲惨なるものがあつた。

絶望の果、一方都市労働運動家の煽動もあつて無産運動激發と共に果然重要社會問題視せらるゝに至つた。

社會平和の使徒たるカンリツク教徒の中にもこの中間小作人排除に着目し之が爲には小作人組合を作り組合自らが小作請負をなすべき事を獎勵するものもあつて其弊害最も著しかつたシシリイ島に一八九三年土地組合が創設せられた。

中部ロンバルデヤ地方にも之より疊一八八六年地主の發意によつて地主と小作人による土地組合が組織せられ、小作料は一定の評定委員によつて査定することとした。今日我國

に於ける土地利用組合（後述）と殆んど同一のものである。是等の地方に於て此種組合は急激に増加し、多少の變遷あるも一九二八年に於て三一四組合と註せられる。

土地組合は其の目的及事業により次の如く分類出来る。（本位田教授による）

(A) 小作の爲の組合

組合が土地借入の主體となり組合員に小作せしめるもの、之には次の二種がある。

(1) 各組合員が單獨經營するもの

即ち組合員は單に小作契約だけを協同にするのみで、經營は個別にする。

(2) 組合自ら協同經營するもの

組合員は組合の一賃銀労働者となる譯である。大農式經營の場合でなければ不適當である。

(B) 所有の爲の組合

小作より進んで土地を組合によつて所有するものである。之には次の二つがある。

(1) 組合が所有権を存続するもの

(2) 各組合員に分割所有せしむるを目的とするもの

即ち自作農創定の爲に一時組合が土地を所有するもので、組合員に長期低利によつて年賦償還せしめ自作農とするものであり、完成すれば土地組合は解散する譯である。

右の中何れの方法に依るかは土地の事情、小作者の心理等によつて異なる。最後に一言したきは、この土地組合と労働及生産組合とは極めて密接なる關係にあり兼營してゐるものが多いことである。

第五節 丁抹に於ける産業組合の沿革

農民文化の華咲く丁抹 全世界の人々が農民の理想境として讚美する農業園丁抹、この國の繁榮こそは實に産業組合普及の賜であり、農村振興上に於ける産業組合の効果の偉大なるを如實に實證したるの國である。

丁抹に近代的産業組合が斯の如き美しき實を結ぶに至つたに付ては之を育つ豊穰の土壤ありしが爲なるを見逃してはならぬ。

そは丁抹農村民間に普及徹底したる高等教育の効果である。

丁抹は大ナポレオンの鐵蹄下に蹂躪せられ更に半世紀後には普埃と戦つて破れ豊沃なる

二州を割據するの餘儀なきに至り戦敗による國民的意氣の消沈と、經濟的重壓の故に、唯さへ天惠豊ならざる丁抹の耕地は次第に荒蕪地となり滿目蕭々慘憺たる亡國の姿となつて了つた。

四〇

此時に當つて天は瀕死の國民に與國の意氣と情熱を吹込む愛國の哲人を比國に下した。即ち丁抹國民高等學校の創始者、丁抹復興の偉人グルンドウキツヒ (G. Lindt) 其人である。

彼は丁抹産生の根本は國民精神の作興と高等教育の普及による國民的自覺にありとし、國史教授を主としたる愛國の精神と、人生觀確立をモットウとする人格教育に於て世界に範を示す國民高等學校を創立し之が普及に没頭したのである。

グルンドウキツヒに依つて普及せられたる國民高等教育を經とし、キリスト教的友愛主義思想の普及を緯として豊沃なる耕土となつてゐる所へ近代産業組合の種子が播かれたのである。是今日の世界に比なき美果を着くるに至つた所以である。

この因果關係は産業組合運動に携へた人々の刮目して視るべき所でないならばならぬ。

丁抹に近代式産業組合勃興の示唆を興へたものは英國の消費組合運動と獨逸の信用組合

—畜 合 組 業 産—

運動であり、之を取り入れて丁抹農業に應用し、自家薬籠中のものとし丁抹獨特の産業組合となしたる所に丁抹國民の偉大さと、指導者の苦心を見る。

丁抹をして今日の理想農業國たらしめたものは實に畜産特に乳業の發達に負ふ所が多い從來丁抹産のバターは多少輸出せられてゐたが品質粗雑且つ各農家からの小額量を集めたものであるから品質は不揃で購買者に頗る不評であり、農家の利益も乏しかつた。

此缺點を改善すべく自然發生的に各地にバター製造所が設立せられ、各農家の牛乳を此處に送り一定の方法を以て製造するに至つた。一方多くの學者達によつて乳業の科學的研究はれ遠心分離機の發明現るゝに及び牛乳を直に乳皮と精乳に分離せらるゝ事となり後者は養豚飼料に利用せられ、養豚業勃興の因となつた。斯くて科學的研究の結果はバターは益々上質のものとなり聲價を高むるに至つたが、一八八二年ユトランドにヘチング組合なるバター販賣組合創設せられ其の販賣成績極めて良好を示したるにより附近の村落に續々として此種牛酪組合が設立せられ、以て今日の隆昌を見るに及んだのである。

斯くて國民的教養と訓練の高度にあつた同國に在つてはバター販賣組合の外、乳牛検査組合、豚肉加工販賣組合、鶏卵組合等々各方面の組合結成となり何れもその運動宜敷きを得

— 論 合 組 業 産 —

て以て今日の組合王国を築くに至つたのである。

一九二九年に於ける丁抹各種農村協同組合の大勢は次の如くである。

組合名	組合数	組合員数
消費組合	一、六六五	三二一、〇〇〇
牛酪組合	一、三六二	一八〇、〇〇〇
屠畜組合	五一	一八五、〇三八
養鶏組合	七〇〇	四五、〇〇〇
家畜組合	一、六〇〇	六五、〇〇〇
検乳組合	一、三三六	四一、七五九
飼料購買組合	一、二七五	七三、〇一四
肥料購買組合	一、三七六	五七、一六五
セメント組合	八三六	
石炭組合	七五〇	
信用組合	九六	

以上の各組合總數約一萬七千五百、組合員は百五十萬人に及び、同國農業總人口百七萬

人に比し遙かに高率を示してゐる。

農家一戸平均七つの組合に加入してゐると云ふ、其利用程度以て知るべきである。

【丁抹協同組合の特徴】

丁抹は産業組合王國である。そして此處の産業組合には又丁抹としての幾多の特徴を備へてゐる。其顯著なるものを挙げれば次の如くである。

(一) 丁抹に於ける協同組合は先づ合理第一主義を取つてゐる。即ち經濟第一主義である。即ち組合的經濟は人々に著しい利益を興へる點を強調してゐる事である。之は獨逸信用組合や英國消費組合運動等が著しく社會教化とか社會的施設とかを強調するに比して丁抹組合の一大特徴といへる。蓋し丁抹は國民高等學校によつて教育は普及し且つ社會的施設の如きに至つては國乃至地方自治團體の施設を以て十分であるといふ此國々狀の然らしむる所であらふ。

丁抹の組合は出來る丈多くの利益を獲得し、出來る丈多くの配當を組合員になすを以て目的とする。此利益追及の單一目的は株式會社と其軌を一にする。唯異なるは支配の基礎が資本に非ずして一人一票なる人的要素に掛るにある。

農村産業組合は近代資本主義交換經濟機構下に於て弱小農業者が、大資本乃至商工資本に對抗する自衛自存の方法なのである。技術的にも經營方法に於ても合理化してこそ是等の資本と角逐し其自衛の位置を保ち得るのである。

この合理主義こそは近代的協同組合の本質である。丁抹の組合は之を最も明確に示してゐるに過ぎぬ。即ち農業が資本主義化されたる典型としての丁抹農業を見る事が出来る。是蓋し丁抹農業は畜産品（バタ、豚肉製品、鶏卵等）なる世界市場向製品を以て基礎となすが故でもあらふ。

農地の九二%を自作農によつて占めらるゝ丁抹に於ては農村に地主、小作の對立はなく且つ販賣購買事業を主とする爲、丁抹の農村協同組合には階級闘争の如きは全く無い。政治的にも宗教的にも丁抹組合は全く中立である。

(二) 丁抹の組合は徹底的に單營主義である。

販賣、購買が各單營であるは勿論購買組合等に至つては飼料、肥料、セメント、石灰等品物によつての單一組合となつてゐる程の徹底振りである。能率を高める爲であらふが反面、屋上屋を架するの弊なしとしない。

(三) 出資せざるを原則としてゐる。従つて反面組合員は第三者に對して無限責任を負ふ。

組合員の無限責任を以て資金を借入れ、借入れ金は毎期末に利益金の中からなし崩しに返還する。各組合は何れも創立費を辨済し其上多くの積立金を擁してゐる。一定積立金の外、剰餘金は常に組合員の牛乳供給額等により比例して持分を決定し、配當する。

(四) 組合へ資金融通の爲協同組合銀行が設立されてゐる。

一九〇六年各種組合が協同出資して一の組合銀行を設立した。其後多少の變遷を経たが今日も尙存してゐる。

信用組合の發達が極めて遅々たる同國に於ては是非必要の機關である。

(五) 組合員は組合に對して原料の長期供給契約を結んでゐる事である。組合員は何れも專屬的で他への供給は全然許されない。違約した場合には罰金として極めて高額を徴收せらるゝことになつてゐる。消費組合に於てすら組合員は組合に對して專屬的となつてゐる如きは注目すべき所である。

供給契約は大體五年乃至長くて二十年であるが平均十ヶ年位である。

第六章 其他の諸國に於ける産業組合の概況

前述の外スキス、白耳義、和蘭、スエーデン、ノールウェー等の國々も夫々其國情に應じて産業組合の發達は見るべきものがある。特にスキスの如きは牧畜業殊にチーズ製造につき自然發生的に早くより協同組合發達し、其他農村各種消費組合、信用組合、保險組合等の發達は其の基礎の確實にして普及徹底せること歐洲に於ても有數と稱せられてゐる。されど其特徴とする所概ね既述のものと大同小異なるにより茲には詳述を省く事とする。

第二章 我國產業組合の沿革と其現況

第一節 産業組合法制定前の狀況

我國に於ける所謂産業組合は明治三十三年三月六日に公布せられた産業組合法に準據し公認せられたものを云ふので其以前には存在しなかつたのである。

されど産業組合に類似の組合風のものはその以前より各地に自然發生的に或は藩侯等の統治者の奨励乃至強制によつて存在してゐた。

—— 論 合 組 業 産 ——

例へば社會、義倉の如き或は民間に廣く行はれてゐた無盡講、頼母子講の如き類である又、今日の協同組合的色彩最も濃厚なるは五人組制度及報徳社である。殊に報徳社の如きは今日尙各地に現存し信用組合に最も酷似せる形態を示してゐる。

是等の中社會、義倉の如きは殆んど極端なる救助的、備荒的施設であつて相互的關係に乏しく、五人組制度の如きは隣保相助の經濟的意味を持つとは云へ多分に治者階級が庶民統治の上の便法として強制したる自治制度で、政治的意味を有するものである。

無盡講、頼母子講の如きは共済の意味を有するもので要するに相互信用によつて一時一定の資金を貸付するものであり、協同組合的組織とは稱し難いが各地に今日も尙存するもので自然發生的な存在である。

斯くして以上列舉のものは何れも眞の意味に於ける協同組合とは稱し難く、唯、報徳社が僅に協同組合の一種として認め得られるに過ぎぬ。

註(1) 社倉は支那より傳來の方法である。創始者は宋の朱子である。

其法、町村(支那では社とふ)位の單位内に於て穀物(主として米)を倉に共同蓄積し、之を凶年に當りて或は貧困者に貸付し收納の秋に至つて耗米(利子に當る)を加へて返済せしめる制度である。一種の共助的制度であり、町村の長老を以て管理者とする。

我國に於ては徳川後半期に於て備前岡山藩、龍野藩、大山郷等に於て行はれた。

註(2) 義倉は凶年に際して、貧窮者に對し施與する爲平時穀物(主として租)を共同貯藏せしめる制度を云ふ。一種の慈善的制度である。

支那に於ては隨の長孫平の創立せる制度である。この義倉の範圍は國、州乃至縣、郡等とする。我國に於ては奈良朝時代より既に存し一國を區域として人民の階級に應じて、粟(租のこと)を納付せしめ、凶年に之を開いて貧民を賑恤した。徳川時代の中葉よりは天災地變相續きたる爲、各地の藩侯に於ても此制度を採用した。

米澤藩、津輕藩、福山藩の義倉の如きは最も模範的なものである。

註(3) 無益講、部落又は町村を單位として行はれる相互共済的金融法である。起原は古く室町時代より町人間に普及したる事が文獻にも散見せられる。今日に於ては中小商業者のみならず農村に於ても極めて密範圍に行はれてゐる。無益講、頼母子講、助成講、長講等と稱し、或は感恩講等と云ふもの何れも同巧異曲のものである。

其法は、一定の人数を以て講を作り、初會は全講員平等に一定額の掛金をなし、その合計金を抽籤によつて當り籤の者に貸付し、當籤者は次會より親掛げと稱し少額の割増金を掛げしめる。之に對して普通講員は子掛げと稱する。順次此法を重ねて會員数だけの會数を以て終結するのである。

會員中にて當籤によらず不時に借入せんとすれば落札と稱し、割引して金額を賈ふのである。即ち定期貯金と年賦貸付とを併用した様な制度である。

家屋建築、農具購入、盜所改善、開墾、教育、參宮、觀光等の目的によつて種々の名稱を附してゐる。

註(4) 頼母子講 前掲無益講の部參照

註(5) 五人組制度

支那の周の時代、齊の桓公の臣、管仲の創案になる制度、五人を伍といひ二十五人を兩、百人を卒、五百人を旅、二千五百人を師といひ、五師一萬二千五百人を軍とした。之は軍の編成であるが一般人民も戶口を以て此數に準じて命令系統を定めて治民に便した。五家を郷伍といひ、此五家は親戚よりも睦しく相助し、且つ此中一人にても罪を犯す者出れば組合五家の者は悉く同罪とした。爲に組合の人々は相戒めて法を守り、國政大に擧つて桓公は遂に覇業を

成した。我國に於ても徳川時代より幕府直轄地のみならず、藩侯に於ても此の五人組制度を定めて勵行した。年貢、犯罪、宗教、等に至る迄實に徹に入り細を穿つてゐるものが多い。

五家に一家長を定め判頭と稱し、諸事を奉行せしめたのである。俗間所謂「向ふ三軒雨降り」とはこの五人組の遺風であらふ。

報徳社は我國産業組合史上特筆さるべき唯一の協同組合であるから茲に多少説明を加へて置く。

報徳社は徳川幕末に於て困窮に喘ぐ地方農民の爲に、自力更生の方策として二宮尊徳翁によつて考案創設せられたる相互扶助的結社である。

二宮尊徳翁は幼名を金次郎と稱し、天明七年、相模國足柄上郡柏山村の農家に生れ早くより父母を失ひ貧困の裡にあつて良く克苦精勵、斷絶に瀕せる自家を興し、舊主家の困厄を救ひ、其の令名夙に郷黨の語り草となつてゐた。遂に藩侯小田原の大久保侯に聘せられて分家、宇津家の財政立直しを囑せられ、粉骨碎身、八年にして宇津家を再興し、次いで各地の藩侯に聘せられて農民の貧困を救ひ年貢を増徴し得るに至らしめ、財政立直しに成功した。後遂に幕吏に登用せられたが業典にして安政元年六十八歳を以て野州今市に於て

逝去した。

二宮翁の財政立直し策は之を仕法と稱してゐる。されば仕法とは治者が政權を伴つて行ふ農村振興の政策である。

然るに此二宮翁の仕法の長を採り、其應用として人々相集つて結社を結び各自の經濟更生を計るものが生れ出た。是即ち報徳社である。

報徳結社の濫觴は天保十四年正月、常陸の下館に創設せられたる報徳信友講である。

次いで小田原町の報徳社、遠州石田村の駿州西報徳社、相州片岡村（今の神奈川縣中郡金目村）の克讓社、駿州庵原郡の駿河東報徳社、等々續々として創設せられた。

又明治十年には磐城相馬に興復社が生れた。是等は何れも永續し今日尙各地に存する報徳社は數十を以て數へ得られる。

報徳社は二宮翁の創唱になる報徳教を本としたる結社である。報徳とは要するに天の大徳に報ゆるに人の小徳を以てするの意にして、報徳の實踐に當つては、翁の高弟富田高慶は之を説明して（一）至誠を本とし（二）勤勞を以て主とし（三）分度を立つるを以て體とし（四）推讓を以て用と爲す、といつてゐる。

報徳社の目的及組織

報徳社は前掲四大目的を遂するが爲に富者乃至共鳴者より一定の出資をなさしめて基本金とし又一方社員よりも加入金其他の出資をなさしめ、是等な資金として、社員中の最も勤勉にして且徳行ある者を年數回又は毎月、全社員の出資によつて選定し、其者に資金を貸與し又は田畑農具を施與して經濟の復興を計らしむると共に民風の刷新に志したのである。其他、罹災者の救助、善行者の褒賞、植林、土木の事業獎勵、報徳の講話、開墾、水利改善等苟くも農村振興に關する事業は悉く之を行つてゐる。

されば報徳社の行はるゝ所一郷爲に富むのみならず、風教又淳化せらるゝの結果となつた。
今代表的なる報徳社の規約を摘録すれば

(1) 社員の入加には制限なく、富者も貧者も學者も農民も、善良者も惡心ある人も悉く加入せしめる。そして人心の改良を先づ第一とし次いで經濟の改善を圖るのである。現代信用組合に比して著しく社會教化を強調してゐる點が特徴である。

(2) 資金は分つて次の三者とする。

(イ) 土産金 本社よりの下附金、又は特志家の寄附金等で社の基本金である。原利永遠に費消せずして還轉し基本金として残して行く。

(ロ) 加入金、社員の出資金にして、日課として徴立て退社又は必要によつて請求した時は原金は返却する事となつ

である。

(ハ) 善種金、善行を表彰する爲の資金で社員より日々纏綿ひ等による二厘三厘の積立金を収めて蓄へるもの、差出人事故あるも返却せず利殖し行き、社中の救助、賞與、社費等に充てる。

(3) 元懇金、報徳社の貸付金は無利子なるを原則とする故例へは百圓を恩借したるもの十ヶ年々賦無利にて返済するとすれば年十四宛だが皆済後今年だけ十圓を社に納め謝金とする。此金は土庫金に編入するを原則とする。

(4) 資金の貸付は産業資金として貸付するものは殆んどなく助貸法と稱し社員中の善行者、精業者、勉強者、貧困者等一般の範とするに足る人を投票を以て貸付し無利息年賦償還せしめ満期後も一ヶ年又は年賦額を社中へ差出さしめて義務を果さしめ之を元懇金と稱する。

之を要するに報徳社は今日の信用組合に似たるも資金は寄附金を以て原則とし事業は信用事業のみならず、各種の慈善事業をなす等經濟更生と共に道德的宗教的方面を多分に持つ事等が信用組合と著しく異つてゐる。

然し乍ら此報徳社こそは我國農村獨特の特殊性を看破せる達練の農聖二宮翁の創案なれば、歐米式産業組合の思想、型式を主體とする現行我國産業組合法を運用するに當つても十分この報徳社の長所を究め之を參酌すべきであると信ずる。

第二節 現行産業組合の發達

我國現行産業組合の生みの親は故子爵品川彌二郎、故伯爵平田東助兩氏である。

兩氏共に獨逸に使臣として留り、彼國産業組合が資本主義勃興の渦中にあつて稍もすれば大資本に其地位を脅かされる、中小産業者の爲、如何に効果あるかを如實に見聞し、國家

の健全なる發達には此組織の發達無かるべからずとなし歸朝後大に之が普及に努力した。

明治二十四年品川子内務大臣となるに及び平田伯（當時法制局部長たり）をして信用組

合法を起草せしめた、明治二十四年の第二帝國議會に此法を提出したが不幸解散となり法

案は不成立に終つた。

兩氏の思想は合著「信用組合提要」によつて見るべく、之を摘録すれば

「我國は素に封建の世に在つて土地集併の弊を防ぎ財物均分の制を執り以て明治維新の際に至りしが故に今日に於ても幸に貧富の懸隔未だ歐州諸邦の如く甚しからず非常の大富豪者少ければ無資赤貧の窮民も亦少く獨立して小經濟を立つる小農小商工は國民中十の七八に居る。而して此社會は實に我國家の基礎を爲すものにして一國の安危分野貧富強弱は總て其の發達如何に在るなり。然り而して之を既往の歴史に徴し之を將來の大勢に考ふるに此等農商

工社会の今後益々衰替して大事業者の爲に寡食せらるゝ勢あるは既に前段に詳にせり、若し此勢にして底止する所なくば國家の要素漸く武滅して元氣遂に衰廢するに至るべし。然らば國家經濟の基を固くし國民富安の道を立んと欲せば須らく小農小商工社会の爲に將來の危険を豫防して其の維持發達を奨めざるべからず。夫然り、然らば如何にして以て其の維持發達を奨むべき乎。

將今回政府の議會に提出したる勸業銀行及び農工銀行兩法案の如きは果して小農小商工社会を助けて將來激烈なる競争場裡に立ち其の獨立を保ち其の産業を進めしむるに足る乎。其の勸業銀行及び農工銀行兩法案に至りては農工業の發達に非常の裨益を與ふるや、疑なし雖とも法案の規定する所を見るに無抵當にて資本を借らんとせば二十人以上の連帶責任を要す、故に低當に充つべき充分の資産無き者は先づ二十人以上共同連結するに非ざれば、資本を借り入るゝことを得ず。而して二十人以上の共同連結は各營業者の資本を得んとする場合に在つて到底爲し得べき事に非ざるなり、然らば即ち今日小農小商工社会を助けて將來の危険を豫防し其の維持發達を奨むるに果して如何の道あるか、我輩の所信を以てすれば對人信用の機關を設けて無資産者と雖も容易に資本を利用するを得せしめ以て其生産力を培養せしむるの外道なきなり。對人信用の機關とは信用組合是なり（以下略）

此我國産業組合創唱者の理想は永遠に之に携る人々に牢記せられなければならぬ。されど此案は成立を見なかつた。故に兩氏は自ら國中を遊説して勸誘に力めたので、明治二十五年八月靜岡縣掛川町に掛川信用組合が生れ次いで各地に設立を見、全國には百數十を以

て數ふるに至つた。

又之より糶生絲販賣について共同製糸及販賣の組合として群馬縣に確水社(明治十一年)

北甘樂社(同十三年)及下仁田社が創立せられた。

超えて明治三十年再び産業組合法案が農商務省より第十一議會に提出された。然し之も成立を見るに至らず貴族院に於て握潰しとなつて了つた。

明治三十二年更に修正を加へて第十四議會に同案は提出せられた所漸く兩院共大多數を以て通過成立を見るに至つた。

斯くて明治三十三年三月法律第三十四號を以て「産業組合法」は公布せられ同年九月一日より施行せられ以て今日に及んだのである。

其後「産業組合法」は幾多の改正を加へられ又農業倉庫法等も公布せられて産業組合が農業倉庫業を經營する事を得せしめ、又市街地信用組合をも認めたり、或は生産組合なる名稱を利用組合とする等内容にも多くの修正を見て今日の狀況に立至つたのである。

第三節 現下我國産業組合の概況

— 業 組 合 論 —

組合數と市町村數累年比較

年次	組合數	市町村數	市町村數に對する組合%	指數
明治三三年	二一	一四、〇六九	〇、一	〇、二
明治四三年	七、三〇八	一二、三九三	五九、〇	六三
大正四年	一一、五〇九	一二、三二九	九三、三	一〇〇
同一四年	一四、五一七	一二、〇〇七	一二〇、九	一三一
昭和元年	一四、三七三	一一、九九三	一一九、八	一二五
昭和二年	一四、一八六	一一、九三七	一一八、八	一二三
同三年	一四、一七一	一一、九二五	一一八、七	一二三
同四年	一四、〇四七	一一、八六八	一一八、三	一二二
同五年	一四、〇八二	一一、八五五	一一八、七	一二二
同六年	一四、一六三	一一、七九一	一二〇、一	一二九
同七年	一四、三五二	一一、六七六	一二二、九	一三二

我國に於ける産業組合の發展の跡と現況とを統計によつて見るに次の如くである。
 何れも産業組合中央會の調査に依つたものである。

種類別組合數累年比較

年次	信販	賜利(生)	販勝	販利	販勝利	信販	信利	信販勝	信販利	信勝利	信販勝利	合計
明治三三年	1,332	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同 四三年	2,373	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正 四年	3,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同 一四年	2,990	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭和元年	2,990	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二 年	2,990	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三 年	2,990	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四 年	2,990	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五 年	2,990	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
六 年	2,990	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七 年	2,990	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	23,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

— 產 組 合 論 —

組織別組合數累年比較及百分比

年次	有限責任	無限責任	保證責任	計	有限責任	無限責任	保證責任
明治三八年	5,000	2,000	100	7,000	71.4%	28.6%	0%
同 四三年	10,000	2,000	200	12,200	81.9%	16.4%	1.7%
大正 四年	17,000	3,000	300	20,300	83.7%	14.8%	1.5%
同 一四年	23,000	3,000	400	26,400	87.1%	11.4%	1.5%
昭和 元年	21,000	3,000	400	24,400	86.1%	12.3%	1.6%
二 年	21,000	3,000	400	24,400	86.1%	12.3%	1.6%
三 年	21,000	3,000	400	24,400	86.1%	12.3%	1.6%
四 年	21,000	3,000	400	24,400	86.1%	12.3%	1.6%
五 年	21,000	3,000	400	24,400	86.1%	12.3%	1.6%
六 年	21,000	3,000	400	24,400	86.1%	12.3%	1.6%
七 年	21,000	3,000	400	24,400	86.1%	12.3%	1.6%

— 論 合 組 業 產 —

產業組合總括概況

種目	年次			
	明治三八年	同・四三	大正四年	同一四年
調查組合員	六,六五五	五,四〇九	一〇,七五七	一〇,三九六
出資總額	一,三三六,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,二六六,九〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
出資種類	一,三三六,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,二六六,九〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
積立金	二,七二七,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
借入金	二,六八六,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
貯金合計	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
資金	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
信用	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
事業	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
販賣	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
購買	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
事業	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
利餘	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

— 農 業 組 合 概 覽 —

產業組合總括概況

種目	年次			
	昭和三年	同四年	同五年	同六年
調查組合數	三,三三三	三,三〇六	三,三六一	三,三三三
組合員	四,四四,四四四	四,四四,四四四	四,四四,四四四	四,四四,四四四
出資總額	二六四,〇〇〇.〇〇	二六四,〇〇〇.〇〇	二六四,〇〇〇.〇〇	二六四,〇〇〇.〇〇
拂込額	一九,九九九.九九	一九,九九九.九九	一九,九九九.九九	一九,九九九.九九
出資額	二八四,〇〇〇.〇〇	二八四,〇〇〇.〇〇	二八四,〇〇〇.〇〇	二八四,〇〇〇.〇〇
積立金	九〇,〇〇〇.〇〇	九〇,〇〇〇.〇〇	九〇,〇〇〇.〇〇	九〇,〇〇〇.〇〇
借金	一七五,〇〇〇.〇〇	一七五,〇〇〇.〇〇	一七五,〇〇〇.〇〇	一七五,〇〇〇.〇〇
借入金	一四六,〇〇〇.〇〇	一四六,〇〇〇.〇〇	一四六,〇〇〇.〇〇	一四六,〇〇〇.〇〇
貯金	二九,〇〇〇.〇〇	二九,〇〇〇.〇〇	二九,〇〇〇.〇〇	二九,〇〇〇.〇〇
合計	一,四六,〇〇〇.〇〇	一,四六,〇〇〇.〇〇	一,四六,〇〇〇.〇〇	一,四六,〇〇〇.〇〇
信用	一,一〇〇.〇〇	一,一〇〇.〇〇	一,一〇〇.〇〇	一,一〇〇.〇〇
貯蓄	一,一〇〇.〇〇	一,一〇〇.〇〇	一,一〇〇.〇〇	一,一〇〇.〇〇
貸付金	八〇〇.〇〇	八〇〇.〇〇	八〇〇.〇〇	八〇〇.〇〇
販賣	七五五.〇〇	七五五.〇〇	七五五.〇〇	七五五.〇〇
販賣組合數	二五五.〇〇	二五五.〇〇	二五五.〇〇	二五五.〇〇
販賣價額	九,九九九.九九	九,九九九.九九	九,九九九.九九	九,九九九.九九
購買	一五五.〇〇	一五五.〇〇	一五五.〇〇	一五五.〇〇
購買組合數	一五五.〇〇	一五五.〇〇	一五五.〇〇	一五五.〇〇
購買價額	一五五.〇〇	一五五.〇〇	一五五.〇〇	一五五.〇〇
利	五,五六〇.〇〇	五,五六〇.〇〇	五,五六〇.〇〇	五,五六〇.〇〇
利組合數	五,五六〇.〇〇	五,五六〇.〇〇	五,五六〇.〇〇	五,五六〇.〇〇
利組合數	五,五六〇.〇〇	五,五六〇.〇〇	五,五六〇.〇〇	五,五六〇.〇〇
利組合數	五,五六〇.〇〇	五,五六〇.〇〇	五,五六〇.〇〇	五,五六〇.〇〇
剩餘金	一九,五六〇.〇〇	一九,五六〇.〇〇	一九,五六〇.〇〇	一九,五六〇.〇〇

第二編 我國産業組合の解説

六二

第一 産業組合總説

我國に於て産業組合と稱せらるゝは、明治三十三年三月六日法律第三十四號を以て公布の産業組合法に準據して設立、登記せられたる組合を云ふのであつて、此規定に據らぬものは假令、産業組合類似のものであつても産業組合とは稱し得ない。

我國産業組合は信用、購買、販賣、利用の四種があり、次に之を基として是等の組合せによる十一種の組合が組織出來る事になつてゐる。即ち列擧すれば次の如くである。

- 1、信用組合
- 2、販賣組合
- 3、購買組合
- 4、利用組合
- 5、信用販賣組合
- 6、信用購買組合
- 7、信用利用組合
- 8、販賣購買組合
- 9、販賣利用組合
- 10、購買利用組合

- 11、信用販賣購買組合
- 13、信用購買利用組合
- 15、信用販賣購買利用組合

- 12、信用販賣利用組合
- 14、販賣購買利用組合

以上

第一節 産業組合の特質

産業組合とは、「組合員の産業又は其の經濟の發達を企圖する爲設立する社團法人を云ふ」と我國産業組合法總則冒頭に於て規定し、各種組合の目的を列舉し以下細則を述べてゐるが、以下産業組合の法制的且經濟的特質の主要を一括して掲げ、其の概念の把握に便しやう。

(一) 産業組合は地域團體である

産業組合の構成員は人である。人を離れて産業組合は存在しない。然も一定の區域内に居住する人たる事を必要條件とする。此區域外に住所を移せば組合員たるの資格は喪失する。各組合は其の成立に際し地域を如何に定むべきかは、組合の性質、經濟的乃至地理的

事情等を酌量して適宜定め認可を受ければよい。唯、信用組合に限つて原則として市町村以下の小範圍に定むべき事が規定せられてゐる。蓋し産業組合特に信用組合の妙味は小産者に對しての對人信用によつて金融上の利便を得しめんとするにあり且銀行等の如く貯金と貸付との利鞘を大ならしめて、株主配當を大ならしめんとする如き物質中心の事務的事に墮せざらしめんが爲にも、又事務的經費を節約ならしめる爲にも、日夕相接するの機會多く人格的に相親しむ事深き人々を以て組織せざれば到底、信用組合本來の使命を果し得ざるが爲である。

其他の組合に於ては市町村又は小字を區域とするも乃至一郡乃至數郡を範圍とするも、組合事業の性質に應じて適宜である。

此處に注意すべきは産業組合は一定の地域内に居住する人を必要條件とはするが、其區域内の人を悉く強制的に加入せしむるものでは決してない。組合に加入すると否とは本人の自由意志に委せてゐる。組合員たらしむとする者は組合又は組合員全部の同意を経るを要し、又一度加入したるものも定款の定むる方法によつて脱退する事も出来る。

株式會社の如きは資本の集中の爲には地域の制限を設けず國際をも超越する。然るに産

業組合に於ては何處までも一區域内に立籠る、此點兩者の根本的に相違する所で、株式は金を主とし産業組合は人を中心とするが爲である。即ち産業組合は相互扶助による一大家族とも稱すべきものである。

産業組合は斯の如く地域團體であるの結果資金の集積に於て大をなし得ざるの缺點が無いではない。然し是は組合聯合の制度及び産業組合中央金庫等の存在によつて十分補ひ得られる。

(二) 産業組合は自由解放の團體である。

産業組合は經濟的弱者の位置にある中小産業者が相互扶助の精神によつて結合する自治自助の團體である。人を主とする人的團體である。

此の産業組合の目的、精神に共鳴したる者に非んば組合員たらしむるとも眞の組合の面目を發揮する事は出来ぬ。されば組合への加入は自發的ならしむべく強制しても所詮は無駄である。斯る見地より我國産業組合法は前掲の如く地域を定むと雖も加入に就ては住民の任意としてある。此點同一地域内に住む一定資格者を強制加入せしめる市町村農會乃至

は同業組合とは著しく異なる。

従つて脱退に就ても何等拘束を設けてゐない。一定期間内に豫告し置き組合の承認を経れば何時でも脱退出來る。

又此産業組合は一定地域内に住むものであれば職業の別に關係なく何人でも加入出來るものである。加入希望者については「産業組合は加入を拒むことを得ず」と規定せられてゐる。

(三) 産業組合は中産以下の人々の爲にする團體である

現代所謂資本主義經濟機構下にあつては中小農商工業は大資本の壓迫に到底對抗出來得ない。産業組合は如何なる階級の人々の加入も拒まぬ自由團體ではあるが眞に何れの階級に役立つかと云へば、中小農工業者所謂庶民の産業及經濟に役立つ事を本質とするものである。蓋し相當の財力を有するものは敢て組合の力を借らずして自己の財力のみによつて或は其信用を利用して自由の活動をなし得るものである。

然るに中産以下の人々にあつては大資本と競争するには零細の資本を集め協同の力によ

つて資金を集め、協同の偉力によつて大資本に伍して競走するより外方法は無い。即ち集積した資本は、資産無く從つて信用も乏しく銀行から融通を受ける事も出来ぬ様な組合員へ小口の貸付をなしたり、獨方では到底望み得ぬ様な大規模の設備を備へて組合員に利用せしめて勞力の節約、生産費の遞減を計らしめたり、又農産物の販賣に當つても、少量の爲、二束三文に値切られると云ふ様な弊を改め大量の共同出荷によつて市場に君臨し中間商人の搾取を免れる等要するに産業組合は現代の經濟機構下に於ける中産以下の人々の唯一の自己防衛の武器である。

(四) 産業組合は階級を超越したる相互扶助の團體である。

産業組合は中産以下の農商工業者等の爲最も必要なる團體である事は前説の如くであるが、然し地主も富豪も學者も如何なる職業の人も組合に加ふせしめて差支へない。否寧ろ加ふせしむべきである。政黨を異にし宗派を同ふせざるものと雖も差支へない。

要するに相互扶助の精神、自立自助の精神を以て自家の經濟より引いて組合全體の向上充實を計らんとするもの、團體である。其郷土振興の熱意を有するものである限り何人と

雖も喜んで加入せしめるものである。

近時注目に値すべきは所謂左翼の政治團體の人々が合法的階級闘争の手段として産業組合の乗取りを策し、資本主義への抗争の足場たらしめんとする運動の動き初めた事である。然し之は誤れるも甚しき者であつて産業組合は決して無産者のみを以て組織すべき階級的團體では無く、中産者も資本家も地主も小作人も郷土を同ふし郷土文化の進展を熱望する同志の結合によつて協同生活の充實を策するものなのである。超階級的團體なのである。

殊に我國の如く三千年の忠君即愛國の家族主義的傳統を有し特殊農業經營形態を有する國柄に於ては、産業組合をして日本の産業組合たらしむべきである。

利潤を得んとして加入する資本家は不満なるべく、小作人を苦しめんとする手段に組合を利用せんとする地主は失望すべく、階級闘争の目的を達せんとする無産運動者は落膽するであらふ。産業組合は何人にも斯る目的に利用せしめられてはならぬ。

産業組合は全く組合員の共在共榮の精神を以て一員は全員の爲に、全員は一員の爲に、(All for each, each for all.) 互に親切を盡し、協同の力によつて個人より引いては郷土の文化向上、生活の向上に力むるものなのである。

(五) 産業組合は組合員が互に責任を負ふ團體である。
産業組合は人即ち人格を主とする團體である。されば他の各種團體と異り道徳的意義を多分に持つ。

即ち組合員は其の事業資本を作る爲、出資金を負擔するのみならず、組合の債權債務に就て一定の責任を負擔せしめられる。此責任を負擔出來ぬものは組合員として義務を果し得ない事になる。

組合の責任制度には三通りある。何れも組合の債務支拂ひに當つて、組合員の負擔すべき責任の程度を定めたものである。即ち左の通り

- (1) 無限責任、組合の金銭上の責任に對し組合の出資額のみを以て不足する場合は、組合員は各自、全財産を提出して債務を辦済すべきもの
- (2) 保證責任 組合員をして出資額の外に一定の金額（保證金額）までを限度として責任を負ふもの
- (3) 有限責任 出資した額丈の責任を有するもの

産業組合は其精神として無限責任であるべきが原則である。期くしてこそ人格と経済と
の一致を真に期し得る。現行法に於ても有限責任を認めぬ事になつてゐる。(昭和七・九六
法律三〇號)

七〇

(六) 産業組合は組合員の産業又は家事經濟の發達の目的を有するものである。

産業組合には信用、販賣、購買、利用の諸組合並に、其の兼營組合との別があるが何れ
も組合員の産業又は家事經濟の發達を計らんとするを目的とする。

信用組合は組合員並に或制限下の員外の人に對し貯金の便宜を得せしめ、或は是等の資
金を運用して必要に應じて組合員に對し其の事業資金の貸出しを行ひ、又特別の場合には
家計の爲の資金をも貸出す等専ら組合員の産業並に家事經濟の發達を助長せしめるを以て
目的としてゐる。

販賣組合は組合員の生産物を組合に集めて、之に加工し又は加工せずして之を他へ販賣
して組合員に販賣上の利益を受けしめるを目的とする。

購買組合は組合員に對し必要なる物資を配給するを目的とするもので此の物資は大別し
て二つとなし得る。即ち一は組合員の産業に必要なもので例へば肥料、種苗、農業薬劑、

等であり、他は日用品例へば米、鹽、薪炭、等の如きものである。是等の物資は共同にて購入し、之に加工し又は加工せず其儘にて配給する。時には組合に於て生産して配給するも差支へない。例へば醬油、味噌等の如きものを生産し配給する如きである。

利用組合は種々の施設をなして組合員に利用せしむるを目的とする、之にも組合員の産業に必要な施設をなすものと、家事經濟に必要な施設をなすものとの別がある。

前者は例へば土地、農具、精米機、工場等を施設利用せしむるものであり、後者は電燈水道、冠婚葬祭用具、病院等を共同施設して組合員に利用せしむるが如きである。

以上に依つて明なる如く産業組合事業は一は組合員の生産上の利便を興ふるものと、他は組合員の消費上に寄與するものとの二つに大別し得られるのである。

然して産業組合が株式會社等と全く趣を異にする事は此處にも觀取し得られる。それは株式會社に在つては、會社は株主の生活乃至事業とは全然關係なく會社固有の事業を営み只管利潤を多くして株主配當を多からしめむとするものなるに對し、産業組合の事業は組合員の産業乃至家事經濟とは密接不離の關係を有し、組合事業を通じて組合員の事業を發達せしめ、家事經濟を豊ならしめ生活を快適ならしめんとするものなのである。

即ち産業組合の目的は利潤の追及に非ずして組合員の共同團結による共存共榮にあるのである。産業組合は全く組合員の爲に存在するものである。

産業組合は、組合員の信仰、政派、職業等は一切個人の自由によらず、加入脱退も自由意志に委せる自由の團體であるが同時に共同の利害の爲には自利を捨て、全組合事業の圓滿なる發達の爲に適材適所主義に依つて協同する實に理想的なる團體である。

(七) 産業組合は資本を主とせず故に表決権は各員平等である

産業組合は人的要素を第一要件とする。資本は第二である。されば歐米には最初より組合員は一錢の出資をもなさず、全組合員の無限責任を以て第三者より借入金をなし、之を資金として事業をなし、借入金は年々の利益を以て年賦償還の方法に依り返却すると共に剰餘を積立て、基金を造成せる所もある。

組合員に出資せしめるとしても金額に一定の制限を附し何人をも加入せしめ得る低額のものとなし置くを原則とする。

又、株式會社其他の會社は、大資本を集中せんが爲に資本に重點を置き、表決権は株式持

高の多少に比例し、千株は千人分十株は十人分丈しかの表決権を認めぬ。されば大株主は會社を自由にし、多額の配當も賞與もせしめる事が出来る。

然るに産業組合に於ては出資口數の多少に拘はらず表決権は一人一票として大資本の横暴を許さぬのである。之全く此組合が人的要素の上に立つものなる事の實證に外ならぬ。

又資本を主とせず營利をのみ主とせぬから利益配當の如きも原則として出資金の配當は年六分以上なるを認めず、組合事業を利用の分量によつて割戻すを常とする。

以上に依つて産業組合が所謂、道德と經濟との調和による組合なることが十分首肯し得られるであらふ。

第二節 産業組合の要素

産業組合は一の社団法人であつて之が構成には一、區域 二、相當數の組合員 三、事業に必要な資金 四、組合の機關 五、組合の憲法たる定款、を必要とする。この中、區域に就ては前章略説せるにより之を省く。

一、組 合 員

— 論 合 組 業 産 —

(イ) 組合員數

新に産業組合を設立するには七人以上の加入者を要する（産業組合法第七條）然し之は最小限度を定めたものでは非ともつと多人數の加入を必要とする。殊に購買組合、信用組合等に於て然りである。（註、以下すべて産業組合法を單に法第何條と記す）

我國現在の産業組合は各種組合を通じ一組合平均三百六十人（昭和五年度末）位である同年末の各種組合別平均數を見ると

利用組合	三九四人	販賣組合	三六六人
信用組合	三三七人	購買組合	三二九人

(ロ) 組合員の資格
(市街地信用組合九八一人)

産業組合は組合員の共同事業執行に當る譯であるから一定の資格を有する人でなければ組合員には不適當である。此資格は定款に掲げねばならぬ。資格要件としては

- 1 或區域内に居住すること
- 2 信用あること
- 3 獨立の生計を営む者なること
- 4 法人にありては農事實行組合、養蠶實行組合、並に漁業組合は加入し得。（昭和七・九）

六、法律三〇號改正

就中^{なか}は大切^{たいせつ}の要件^{ようけん}であるが必^{かなら}しも信用^{しんよう}確實^{たつじつ}なるをのみ望^{のぞ}むべきでなく、餘^{あま}り嚴選^{げんせん}したのでは加^か入^{にゅう}者を制限^{せいげん}し庶民^{しよみん}協同^{きやうどう}自助^{じゆじゆ}の主^{しゆ}旨^{しめ}にも背^{そむ}く事^{こと}となるから加^か入^{にゅう}希望^{きやうぼう}者は大體^{たいたい}加^か入^{にゅう}せしめ、然^{しか}、後^{のち}眞摯^{しんしん}着實^{ちやくじつ}なる他^たの組員^{くみいん}の感化^{かんくわ}によつて組員^{くみいん}精神^{せいしん}を徹底^{てつてい}せしめ且^{かつ}信用^{しんよう}を高^{たか}めしめる様指導^{やうしだう}すべきである。

(一) 組員^{くみいん}の加^か入^{にゅう} 組員^{くみいん}となるには次^{つぎ}の四^よつの場合^{ばあひ}がある

1 普通^{ふつう}加^か入^{にゅう} 新^{あたら}に加^か入^{にゅう}せんとするものは加^か入^{にゅう}申込書^{しんじゆしよ}に加^か入^{にゅう}金^{きん}を添^そへて組員^{くみいん}に差出^{さしだ}す。此時^{このとき}無^む限^{げん}責任^{せきにん}組員^{くみいん}なら理事^{りじ}は全^{ぜん}組員^{くみいん}の同意^{どうい}を求め、其他^その組織^{そしき}なる場合^{ばあひ}は單^{たん}に理事^{りじ}の判断^{はんぱん}を以^{もつ}て諸^{しよ}否^ひを決定^{けつてい}する。加^か入^{にゅう}承諾^{じゆたう}の場合^{ばあひ}は加^か入^{にゅう}者^{しや}に出資^{しゆじ}せしめ組員^{くみいん}名簿^{なほ}に記載^{きざい}する。斯^かくして組員^{くみいん}たる法律^{ほふりつ}上の資格^{しやくかく}が發生^{じゆうせい}するのである。

2 讓受^{じやうじゆ}加^か入^{にゅう} 組員^{くみいん}は組合^{くみあひ}の承諾^{じゆたう}を得^えて組合^{くみあひ}財産^{ざいぜん}に對^{たい}する持分^{もくぶん}の全部^{ぜんぶ}又は一部^{いぶ}を讓渡^{じやうど}し得^える。此^{この}場合^{ばあひ}讓受^{じやうじゆ}人^{にん}は加^か入^{にゅう}金^{きん}及び出資^{しゆじ}の拂込^{はらひこ}みをなす必要^{ひつやう}なく、單^{たん}に加^か入^{にゅう}手續^{しゆじゆ}に依^よるのみで組員^{くみいん}たる資格^{しやくかく}を取得^{しゆとく}する。

3 相續^{さいきり}加^か入^{にゅう} 組員^{くみいん}が死亡^{しつじゆう}した場合^{ばあひ}相續^{さいきり}人^{にん}に於^おて加^か入^{にゅう}を申込^{しんじ}む時は、普通^{ふつう}相續^{さいきり}人^{にん}を死

亡者と同一の権利義務を負ふものとして加入金を免除して加入せしむるを常態としてゐる

4 豫約加入 信用組合の場合のみ許されたる事柄で加入豫約者は組合理事の承諾を得て組合に貯金をなし、貯金額が現組合員の出資一口額の最低者と同一額以上に達した場合此貯金を出資の拂込に充て組合加入を認める方法である。蓋しこれは小産者の一時拂込みの困難なるを救はんが爲の規定に外ならぬのである。(法一條第二項)

(二) 組合員の脱退 之に二つの場合がある。

1 任意脱退 此場合にも二つの方法がある。

一は豫告脱退であつて、組合員が自分の都合上脱退せんとする時は事業年度末より六ヶ月以前に於て脱退の豫告をなせば組合の承認を経て脱退出来る。此豫告期間は定款によつて二ヶ年まで延長して差支へ無い。(法五〇條第二項) 斯く豫告期間を定めた所以は組合員が俄に脱退する時は爲に組合の資産責任等に變動生じ組合の信用を害し事業に支障を生せしむるの虞あるにより之を防止せんが爲に外ならぬ。

二は譲渡脱退で、組合員が組合の承諾を経て持分の全権利義務を他人に譲渡し脱退する場合で、此時は豫告を必要としない。(法一九條)

— 論 合 組 業 産 —

2 法定脱退 組合員の意志如何に論無く法律上當然脱退するもので次の如き場合がある。

a、資格の喪失 定款に定むる資格條件の缺格した場合に起る問題である。

b、死亡

c、破産

d、禁治産

e、除名 組合員にして不都合のあつた場合定款の規定に従ひ總會又は總代會に於て除名決議をなされた場合起る問題で（法五二）決議通告の到着によつて効果を生ずるものである。此場合被除名者は定款の定むる所により持分の全部又は一部拂込の請求をなし得る

の権利がある。（法五三）

(ホ) 組合員の権利 主なるもの次の如し。

1、總會について 組合員は總會に出席して決議に参加する権利がある。此決議権は一入一票主義なる事前述の如くである（法三八、民法六五第一項）又組合員は總組合員の五分の一以上の同意あらば理事に對し總會を招集すべき事を要求する事が出来る。（法三三）

2、持分に對する權利 組合員は組合財産に對して持分としての權利を有し定款の定むる所に隨つて脱退の場合若くは解散の場合に其の全部又は一部の拂戻を請求する事が出来る。(法五三) 毎事業年度末に剩餘金ある時は配當金を得る事が出来る。但し何れも定款若くは總會の決議による。

(へ) 組合員の義務

1、出資及拂込の義務 組合員は一口以上三十口迄(特別の場合五十口迄増加し得る)の範圍内に出資せねばならぬ。(法一七)

2、組合の債務に對する義務 有限責任組合では出資額のみであるが、保證責任組合では、組合の債務が組合財産を以て完済し得ぬ時は各員は出資金の外に保證限度まで、無限責任組合に在つては各組合員の全財産を以て其債務を果すべき義務がある。(法二) 市又は市街地に於ては有限責任及保證責任の信用組合に於ても、定款の定むる所により區域内の組合員以外の人の貯金を取扱ふものにあつては貯金に關する債務を完済し得る迄、理事は自己財産を以て辨償するの義務がある。(法四六ノ三)

3、新加入者の義務 新加入組合員は、其加入前より生じたる組合の債務につき他の組

合員同様責任を負ふべきものとする。(法二二)

4、脱退者の義務 無限責任及保證責任の組合に於ては組合員は脱退した場合も、加入期間中に生じたる組合の債務につき脱退後二ケ年間は責任を負担せねばならぬ。(法五八第一項) 此二ケ年の期限は定款によつて延長する事が出来る。以上は法律上定まつた組合員の義務であるが尙以上の外、組合員は總會の決議を尊重し、組合の定款及び諸規則を遵守すべき義務ある事勿論である。

近時組合の増加と共に不良組合の數漸く多からむとするは全く組合理事者並に組合員が義務を忠實に實行せざるに由るもの多く實に遺憾に堪えぬ處である。組合員にして義務の觀念が無く各自勝手氣儘に振舞つたならば共同事業の圓滿なる發達を遂ぐる事は到底不可能である。

二、組合の資本金

産業組合は組合員へ金融をなし、或は販賣、購買、利用の諸施設をなす等夫々其の事業を行ふに就き資金を必要とする。この産業組合の資本は別つて二となし得。即ち

— 論 合 組 業 産 —

(1) 所有資金（一名自己資金）是は組合員の拂込金並に組合積立金を云ふ。
 (2) 借入資金（一名外部資金）組合事業の爲にする外部よりの借入金及び信用組合乃至其の兼営組合が引受けた貯金を云ふのである。試みに最近に於ける我國産業組合の資本金調査を掲げると。

昭和六年末現在調査組合數 一三、〇三七

資本別	總計	一組合平均
拂込済出資金	二三五、三二八、五三九 ^四	一八、〇五一 ^四
諸積立金	一一九、二三〇、〇八八	九、一四六
合計	三五四、五五八、六二七	二七、一九七
借入金	二六三、二五四、六五二	二〇、一九三
貯金	一、〇六三、三四四、二二九	八一、五六四
合計	一、三二六、五九八、八八一	一〇一、七五七
總計	一、六八一、一五七、五〇八	一二八、九五四

(1) 拂込出資金 株式會社の株金に當るもので組合設立の初期は唯一の資金となるもの

である。拂込を終つた金額は拂込済出資金と稱する。

我國産業組合法によれば、組合員は必ず一口以上三十口以下の出資口数を引受けしめ特別の場合には五十口まで引受けしめ得られる。一口の金額は五十圓以内（法一第二項、施規第二條）とし均一に定めねばならぬ。但し組合事業運営上特別の理由ある時は地方長官の許可を得て多少増額する事が出来る。（施規二）

現在の我國組合の一口金額は平均十圓乃至二十圓のもの多く、一組合員の引受口数は平均三・一口である。（昭和五年）一人當りの拂込済出資金は四十七圓餘である。（同上）尙最近の詳細の數字を擧ぐれば

昭和六年調査組合數 一三、〇三七

總 計

一組合平均

一人當り

拂込済出資金

二三五、三二八、五三九圓

一八、〇五一圓

六四、四四圓

(2) 積立金

産業組合は其の基礎を鞏固にし損失ありし場合組合員に迄迷惑を及ぼさざらむが爲に積立金を必要とする。積立金には法定のものと任意のものとがある。前者を準備金、後者を

積立金と稱する。積立金は信用確實なる所に預入れて萬一に備ふべきものであるが、定款の定むるものは、之を組合資金として運用しても差支へない。

a、準備金 法令の定むる所に従ひ必ず積立てねばならぬものであつて、之には定款に定めた準備金額（最底は出資総額とす）に達する迄は毎年度の剰餘金の四分の一以上の積立金、其他新加入者よりの加入金、組合員より種々の場合徴收する過怠金若しくは寄附金、補助金等の積立によるものである。

b 特別積立金 定款により若しくは總會の決議により任意に積立るもので多くの組合に在つては剰餘金中より準備金としての積立金、組合員への配當金等差引いて尙餘りある場合之を特別積立金とするが例である。

特別積立金は組合に損失金を生じた場合に準備金に先立つて其の填補に充て或は總會の議決によつて地方公共事業（例へば講習會の開催、圖書館の建築、圖書購入、善行者表彰費等）の經費に充て若しくは産業組合の公益的施設等に充當するを常とする。又組合事務所の再建費として積立てるが如きも組合の確實性を増す上に於て良い方法である。

(3) 貯金

— 論 合 組 業 産 —

貯金は信用組合の資金の根幹をなすもので、信用組合が十分に其の使命を果す上には是非共多額の貯金を有するを必要とする。されば信用組合に於ては組合員の勤勉を奨励し、貯金の必要を知らしめ、組合への預け入れ高を多からしめ、之を組合員に融通して組合員の産業又は經濟の發達を助成しなければならぬ。組合員に安心して貯金せしむる爲には理事其人を得ること、組合の組織(有限無限の責任別)の選擇を誤らざることを最重要事とする。我國信用組合の貯金の状況は

昭和五年度末調 調査組合數一一、四四九

	受 入 高	拂 戻 額	差引年度末現在金
總 計	一、九五六、二二五、八二二 ^四	一、三四四、〇二三、六一三 ^四	六一二、一〇二、二〇九 ^四
一組合當り	一七〇、八五五	一一七、三九二	五三、四六三
(4) 借入金			
組合事業の運用については拂込済資金並に積立金、貯金(是は信用組合の場合のみ)等を以てするも尙資金が不足する場合が多く、斯る時は借入金をなす必要が起る。組合の借入金は事業の性質上なるべく低利なるを良しとする。政府は茲に見る所あり、各種の金融			

機關を通じて組合に金融の便を圖りつゝある。即ち産業組合中央金庫の如きは、新たに特別の法律を制定し千五百万圓の國費を十五年間無配當にて政府が中央金庫に支出し之によつて出來得る限り低利にて組合に融通せしめてゐる。其他日本勸業銀行、府縣農工銀行、北海道拓殖銀行、及び日本興業銀行等は産業組合に對し無抵當の貸出しをなす。政府は又郵便貯金又は簡易保險積立金の一部を割き以上の銀行を経由して所謂低利資金の供給をなし得てゐる。

又信用組合には各府縣何れもその聯合會があつて短期低利の融通をなしてゐる。産業組合に於て借入金の場合には先づ府縣の信用組合聯合會に其の融通を求むべく、府縣聯合會に於て手許不如意ならば産業組合中央金庫に求むべきである。然して之は借入の場合のみならず、餘裕金の有る場合にも、之は先づ府縣信用組合聯合會乃至は産業組合中央會に預入れ以て、産業組合の活動をして旺盛ならしむべき資源たらしむべきである。

産業組合に於ての借金は止むを得ざるの外は之を爲すべきでない。元來が組合は自立自助の精神をモットウとするものであるから、融通の便が多いからと云つて無暗に借金してはならぬ。今日、不良組合と稱せらるゝものは理事者の放漫なる貸付けと、無謀の借金に

— 論 合 組 業 産 —

依る所が多いのを見ても判る。

昭和五年度、我國産業組合一萬三千六百六十一の調査によれば、同年度内借入金二億千六百圓、還金二億九千五百萬餘圓、差引年度末現在の借入金二億三百五十四萬圓で、一組合平均一萬八千二百四圓、一組合員當り平均、五十圓五十一錢となつてゐる。

(5) 剰餘金

組合は一ヶ年を事業年度とし（普通一月一日より十二月三十一日に至る）年度末に於て收支の決算をなし損益を明にする。此年度に於て總益金中より總損金を差引いて殘額がある時は之を剰餘金と云ふ。剰餘金の使途については、

- 1、損失の填補をなす。（法四四）
- 2、尙餘りあらば四分の一以上を準備金とする。（法四六）
- 3、同組合員への配當は出資の未拂金ある時は其拂込にあて、尙餘りある場合のみ出来る。（法四三）

4、持分について配當する場合は年六分以下とす。

5、取扱つた物の數量又は價格に比例し特別配當をなし得。此場合の割合は制限がない。

6、其他、總會の決議又は定款の定むる所により特別積立金、役員賞與金、組合員獎勵金、公共事業費等となし得。

茲に注意すべきは、産業組合は利潤獲得を第一の目的とするものに非ず、組合員の事業及經濟を助長補益し、共同の發達を主眼とするものなれば、剩餘金を多く殘さん事にのみ腐心すべからざる事である。敢くまでも利潤の取得は從であり、組合員へ便益を與ふることを以て主とすべきである。利潤追及をのみ主眼とするは産業組合の精神よりすれば邪道である。

三、組合の機關

産業組合は法人であつて其自體に於ては自然人の如く意志を決定し行爲をなすの能力を缺く。よつて意志の決定、其の執行、業務執行の監督及び業務執行に就ての補助等の夫々の機關を置く。總會、理事、監事及び補助機關之である。

(1) 總會

總會は産業組合の意志を決定する最高の機關である。總會は組合員の總意の表現であつ

て、原則として全組合員の出席を要する。(但し事實上は種々の便法を用ひ得る事、後述の如し。) 總會に於ける組合員の議決権は出資の多少、責任の輕重等に論なく一人一票主義 (One man one vote) である。即ち平等である。是産業組合が全く人的結合の團體であり株式會社の如く資本の結合ではないからである。

總會には通常總會と臨時總會とがあり、前者は理事之を招集し毎年一回定期に之を開く。決議すべき事項は、財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案等である。(法三〇、三一) 後者(臨時總會)は次の如き場合に開く。

イ、理事が必要と認めたる時(法三二、民六一)

ロ、監事が財産の狀況、業務執行等につき不整の點ありと認め招集する時。(法三四、

民五九)

ハ、理事が缺員となつた時。(法三四ノ一)

ニ、總組合員の五分の一以上の同意を得、書面を以て總會の目的及招集事由を具し總會の招集を理事に要求した時。(法二三) 等。

總會の決議は過半数を以て決するを通则とするが、理事、監事の選任、解任、定款の變

更^レ、除名[、]組合の解散又は合併等の重大事項を決定する場合は、^{八八} 総組合員の半数以上の出席を要し、且つ出席員の四分の三以上の同意を要する事になつてゐる。又總會の招集手續又は決議等が法令若くは、定款に違背してゐると組合員が認めたる場合は、決議の日から一ヶ月以内に地方長官に對して其の決議の取消を請求し得られる。此場合地方長官又は主務大臣は、事由を調べ、申込が正當と認めたる時は取消しを命じ得る（法六一）斯くして組合員の權利を大に尊重すると共に、不正の事を無からしめんとしてゐるのである。

附、總代会

組合員が五百人以上ある場合には、定款に規定すれば總會の代りに總代会を置く事が出来る。總代会とは一定の員數の代表者を作り、之に總會と同一の事項を議決せしむるものである。但し總代会に於ては、組合の解散及合併の決議又はなす事を得ず、是等のみは總會に於て決すべき事になつてゐる。總代会の員數、任期及選舉方法等は、定款によつて規定せねばならぬ。（施規六）

(2) 理事

理事は組合の業務執行の機關である。外部に對しては組合を代表し、内部に對しては組

合の業務を統轄し之が執行の全責任を有する。

業務執行に當つては補助事務員を以て行はしむるも差支へない。理事の権限は廣汎であるが定款を以てすれば之に制限を加へる事も出来る。(法三一、民五四) 理事が組合を對して契約をなし又は訴訟等を起す場合は、組合の代表者とする。(法三五) 理事は自己若くは代理人の行爲につき組合員並に第三者に對し全責任を負ふべき事は勿論である。理事(又は其代理人)が其職務の執行に當り第三者に損害を與へた場合は組合に於て之が賠償の責に任ずべく(法三二、民四四) 又、理事が粗漏、若くは故意により他人に損害を與へた場合は、各理事は連帶の責任を以て之が賠償の責に任せねばならぬ。(民七

〇九、七一九)

理事は總會によつて組合員中より選任せられ、其の任期は三ヶ年を普通とする。(定款により變更し得) 理事の全員を缺き事務に支障を來す場合は地方長官は假理事を選任する事が出来る。(法六〇ノ一一) 理事の員數は三乃至五名とし、總會乃至定款の規定によつて、理事中より組合長、會計係、業務係等の職務を分擔し權限を分ち得る。理事は名譽職たるを原則とするが、總會の決議又は定款によつて報酬を給與する事も出来る。(施規八)

市街地信用組合等に於ては月に定額の手當を支給してゐる所が多い。

九〇

(3) 監事

監事は組合の財産及理事の業務執行状況につき厳正確實に行はれつゝありや否やを監査するの任務を有する。されば理事又は事務員を兼務する事は許されぬ。

監事のなすべき任務を列擧すれば

イ、組合の財産についての監査

ロ、理事の業務執行状況についての監査

ハ、財産又は理事の業務執行につき不正又は不備の點を發見したる時は、之を總會又は

主務官廳に報告すること。

ニ、前記報告をなすための總會の招集

ホ、理事缺員の時又は、組合員の合法的總會招集につき理事が總會を開催せざる場合

等には、監事に於て總會を招集すること。等

又監事は、總會開催の一週間前に理事より提出の書類につき検査し正確なりや否やの意見を附すを得。又理事が重要事項の届出を主務官廳になす場合には、之を證明する爲、署

名捺印すべきものとする。(施規九ノ五、一二ノ三、一四ノ三) 監事の員数は二人又は三人とし、其の選任手續は理事と全く同一である。

監事の任期は一ヶ年を原則とするが、定款によつて變更して差支へはない。

(4) 補助職員

理事、監事は産業組合に不可欠の機關であるが其他、是等の業務を圓滿に遂行せしめる上には種々の補助職員を置く場合がある。信用組合に於ての信用評定委員、販賣組合の検査員等の如き特殊任務を帯るもの、外、主事、書記等の如き事務員等、是である。

信用評定委員は信用組合に於て、理事が組員に貸付をなすに際し、常に評定委員をして組合員の個々につき信用状態を調査して各員への貸付最高限度を豫め定め置かしめ、貸付を敏捷にすると共に、貸付をして公正ならしめんとするもので、委員は總會に於て組員中より互選する。検査員、主事、書記等は理事會の協議によつて囑託又は任免するのである。何れの職員も、十分産業組合の精神を理解し、有爲、着實なる人物を選ぶべき事の必要なるは云ふまでもない。

四、組合の定款

(1) 定款の意義 定款とは組合設立者が相集つて、組合の目的、業務、解散の場合等についでの本原則を協定した「定められた事項」を云ふのであつて、組合の憲法とも稱すべき大切なものである。定款はその一字一句を變更するにも總會の特別議決を經且地方長官の認可を得なければならぬものであるから、組合員の權利義務に重大關係の無い事項は、定款外の内規として置いた方が宜しい。定款の設定に就ては農商務省、大藏省、産業組合中央會等の公示せる各種産業組合模範定款があるから參酌すると良い。

定款には組合全員の署名捺印を要する。(法九)

(2) 定款の記載事項 定款に記載すべき事項次の如し。(産業組合法による)

- (一) 組合の目的、
- (二) 名稱、
- (三) 組織、
- (四) 區域、
- (五) 事務所、
- (六) 出資一口の金額及拂込方法、
- (七) 剩餘金處分及損失分擔に關する規定、
- (八) 準備金の額及其の積立方法、
- (九) 組合員たる資格に關する規定、
- (一〇) 組合員の加入脱退に關する規定、
- (一一) 組合の目的たる事業の執行に關する規定、
- (一二) 存立時期又は解散の

事由を定めた時は其の時期又は事由、(二三) 債権者に對して爲す公告の方法、(一四) 設立當時の理事及監事、(一五) 除名の事由等、右の外産業組合法の範圍内に於て定款を以て各組合の任意定むべきものとして許されてゐる事項がある。即ち次の如し。(一六) 理事監事の員數及任期、(一七) 通常總會の開會期、(一八) 總會に於ける決議の方法、(一九) 組合員外の貯金取扱の有無、(二〇) 農業倉庫の經營、(二一) 債権者に對してなす公告の方法等。

(3) 定款の變更

定款を變更する場合は總組合員の同意を得又は總會の特別決議を経たる後、地方長官の認可を得なければならぬ。此の變更事項が登記事項であつた場合は更に變更登記をなすの必要がある。

組合が組織を變更する時即ち無限責任より保證若しくは有限責任に變更し又は組合員の責任を減少の場合又は脱退者の責任負擔期間を短縮せんとする時は組合債権者の權利に重大の關係があるから組織變更の決議の日より二週間内に財産目録及貸借對照表を作り且債権者に對しては二ヶ月以上の期間を定めて異議あらば其期間中に異議を述べべき旨を定款

規定の手續きによつて公告し、且知れてゐる権債者には各別に之を催告し右期間中に債権者が異議なくば之を承認したものと見做し、異議あらば組合は債務を辨済し又は相當の増擔保を提供して其の承認を得た後、定款變更の認可申請をなし更に登記の變更手續を取るのである。出資一口の金額を減少する時は總會の決議に依るの外右と同様の手續きを経て定款を變更し得るものである。

第三節 産業組合の設立と登記

我國産業組合法によれば組合は地方長官の許可によつて成立する事になつてゐる。

故にまづ設立者は相集つて其地方の經濟的、地理的事情を考慮して何れの組合にすべきかを定め、定款を作り設立許可申請書を作成し之に設立者の全員が署名捺印し、定款の正本又は謄本を添へ地方長官に提出する。(法八)

地方長官は此申請書、定款、將來の見込等につき審査し且設立者が目的の事業を遂行し得られると認めれば設立許可の指令を發する。此指令の日附が即ち該産業組合の生れた日なのである。組合が生れれば設立者は組合員となり定款の定めた理事及監事は其職に就き

早速定款の規定に従ひ組合員をして出資第一回の拂込みを爲さしめ、拂込終らば二週間内に其旨地方長官に届出で同時に組合原簿を作つて提出する。地方長官は遅滞なく登記所に組合原簿を送る。然して地方長官は各事務所々在地の登記所に、設立の登記を囑託する。設立の登記が済むと組合は初めて完全なる法人として法律及定款の規定内に於て自由に行動することが出来る。(法一六、民四五) 登記事項は登記所の名を以て官報及其地方の特定の新聞紙上に公告せられるが、登録税は免除せられてゐる。

第四節

組合の解散及清算

一、解散

解散とは産業組合の消滅する事の謂で其の原因には次の如きものがある。

イ、定款に定めた事由の發生 例へば組合の存立期間を二十ヶ年と定めた場合の如きは満二十年を経れば當然解散となる。(但し此場合延長するには時期到来以前定款を變更して存立時間を延長すればよい)

ロ、總會の決議 組合は總會の特別決議によつて解散出来るが此場合地方長官の認可無

くば効力は發生せぬ。(法六五)

ハ、組合の合併。二以上の組合が合體して一組合となる事で舊組合は當然解散となる。

ニ、組合員が七人未満に減じた時、之は我國産業組合法に於ては七人以上と規定してある爲である。

ホ、組合の破産。組合の債務をどうしても果し得ぬ状態に立到つた時で此の如き組合は存立の價値が無い。

ヘ、主務大臣又は地方長官の命令に依るとき、主務大臣又は地方長官は組合の事業又は財産状態により事業の繼續困難と認むる時又は組合の行爲が定款若くは法令に違背し若くは公益を害するの虞ある時は解散を命ずる事が出来る。

組合が解散を爲した時は合併又は破産の場合を除く外、二週間以内に解散の登記をなすべき事項を地方長官に届出で、地方長官より其組合の事務所を管轄する登記所に於て登記を囑託する事になつてゐる。

二、清算

組合が解散する場合は合併若くは破産の場合を除く外何時も清算が必要となる。清算と

は組合の現在事務を終了せしめ、債権あらば取立て、債務あらば辨済し、残余財産あらば定款の定むる所によつて組合員其他へ分配する等の手續を云ふのである。組合は解散後でも清算期中は存続するものと見做されるものである。

清算人。清算の任に當る人を云ふ。清算人の選任は（一）組合が解散する時は破産の時
の外、理事が之に當り（二）定款に別に規定ある時及總會の決議によれば理事以外の者
をして清算人とする事も出来る。（三）清算人の無い時又は之なきにより損害を生ずる虞
ある時は地方長官は清算人の選任を爲し得る。清算人は其の職務の範圍内に於ては理事と
同一の権利義務を有してゐる。尤も新取引を開始するが如きは清算人の目的の範圍外であ
るから爲し得ない。

清算人の職務。清算人は次の順序で事務を執行する。

1、清算の開始。就職後直ちに組合財産を調査し、財産目録及貸借對照表を作り總會
を招集して承認を求め清算の原案を作る。

2、清算事務。組合の一切の債權債務を整理し、もし債務を完済し得ざる場合は破産宣
告の請求をなす。残余金あらば定款又は總會の決議によつて組合員其他に分配する。

3、清算の結了。清算終らば清算報告書を作り總會の承認を求め、組合所在地の登記所へ登記すべき事項を二週間内に地方長官に届出る。

組合清算の監督官廳は地方長官で、必要とあれば組合に對し財産の供託を命ずることも出来る。

第五節 組合の監督

産業組合は多數組合員を擁し且つ外部とも複雑な取引關係を有するにより、之が健全なる發達をなすと否とは組合員のみならず世間一般にも影響する所頗る大なるにより國家は種々の方面より之を監督して健全なる發達を期してゐる。即ち次の如し。

一、行政監督

行政監督は主として組合の堅實なる發達を圖ると共に公衆一般と組合との間の圓滿を期する目的を以てなす所のものである。監督官廳は主務大臣及地方長官（北海道では支廳長も）である。地方長官は主務大臣の監督の下に次の如き廣汎な權限を有する。

- 1 組合設立の許可權。

- 2 組合の解散、合併、定款變更等の認可権
- 3 組合をして必要の報告を徴し、届出を爲さしめ又は検査を爲し得る権限
- 4 假理事の選任を爲すの權
- 5 清算人の選任、改任及び清算の監督
- 6 不當招集の總會又は決議方法の違背につき、組合員より請求のあつた場合の命令及び處分等

主務大臣は組合事業一般に就ては農林大臣、市街地信用組合については大藏大臣である。

二、司法監督

司法監督は登記と破産のみに關して行ふ事になつてゐる。登記事項は裁判所より之を官報又は新聞に公告して組合が公に存在する事を明にし且登記簿は衆人の閱覽に供し請求あらば何人にも登記事項の謄本、抄本又は證明書を出し以て組合の現狀を明にしてゐる。

破産は組合の財産を以て債務を完済出来ぬ場合、裁判所が組合の理事又は債權者の請求により若くは裁判所自らの職權によつて宣告をなし得るもので、その手續は一般法たる破産法の規定によつてなす。

三、制裁及處罰

組合の理事、監事が組合事業の範圍外に於て貸付又は手形の割引をなし又は投票取引の爲に組合財産を處分したり等した時は一年以下の懲役、又は禁錮、若くは千圓以下の罰金に處せられる。又理事、監事又は清算人が法律又は命令に違背したる行爲、不行爲をなしたる場合は五圓以上、三百圓以下の過料に處せられる。

斯くして組合の公正なる發達をなさしめると共に、取引をなす第三者を保護してゐるのである。

第六節 産業組合の特典

産業組合は國家より種々なる特典を享けつゝある。即ち

一、徴税上の特典

産業組合が營業をなし事業によつて所得を得ることは一般商事會社と同様であるが特に營業收益税、營業税及所得税は免除せられ、又登記や組合原簿記載についても登録税は免除せられてゐる。(法六、登録税法四)

産業組合の行ふ自作農創設の爲の土地所有權又は抵當權の取得、等についての登録は免除せられる。又産業組合の發する出資證券、貯金通帳、等の印紙税、及産業組合の發する受取書には印紙税を免除せられる。(印紙税法五條)

又産業組合の貯金の利子に對しては所得税及資本利子税を免除せられてゐる事は貯金事業の上に於て大なる特典である。(所得税法一八條)

二、金融上の特典

産業組合の爲には政府は産業組合中央金庫を設けて其資本金の約半額千五百萬圓を十五ヶ年間無利子出資をなし金融に便するの外、日本勸業銀行、日本興業銀行及各府縣農工銀行は法律の規定により無抵當で産業組合に資金の貸付をなす事になつてゐる。

又政府は郵便貯金の一部を割き産業組合及其聯合會に對し低利資金を融通してゐる。其金額は明治四十三年より昭和六年までに一億三千四百九十五萬三千圓に及んでゐる。其他霜害風水害等の救済、高利債の借替、養蠶又は米作資金等も地方産業組合を通じて融通してゐる。又郵便貯金も普通一人の貯金制限額は二千圓であるが、産業組合が貯金する場合には此制限は無い。(郵貯四)

三、買買上の特典

購買組合及其兼營組合は專賣鹽賣捌規則により鹽小賣人の指定を受け格安に鹽を配給出來、又販賣組合、其の兼營組合、若くは販賣組合聯合會は勅令の規定に従ひ隨意契約をして政府の需要物資を納入出来る。又米穀法による米買上の際は保證金免除の特典がある。以上の如く産業組合は政府其他より多くの恩典があるが之等に餘り頼り過ぎてはならぬ。組合の本來は自力更生にある。自立自助にある。されば敢くまでも自主獨往の精神を以て奮勵協力し以て組合有終の美を濟すべきである。

第二 産業組合及其聯合會各論

第一章 信用組合

第一節 信用組合の特質

信用組合の任務については、産業組合法總則第一條に於て

本法ニ於テ産業組合トハ組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲左ノ目的ヲ以テ設

—論 合 組 業 産—

立スル社團法人ヲ謂フ。

一、組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト
と規定せられてゐる。されば此組合の特質は次の三方面より考察し得られる。

1、金融機關としての信用組合

信用組合は一方に於て貯金を預ると共に他方に於て組合員へ資金の貸出しを行ふ一種の
庶民銀行とも稱すべきものである。然して此信用組合の最大特色は小規模の産業者即ち小
農、小商工業者等に對し對人信用を以て簡易に資金の貸出しをなす唯一の金融機關である
點にある。

農村にも各種の金融機關はある。一般銀行を初め、日本勸業銀行、日本興業銀行乃至府
縣農工銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮殖産銀行等のものがあるが是等は何も不動産又は動産
を抵當として金融するを原則とし無産農商工業者の到底近づき難き所である。時に對人信
用を以て貸出しはくれるが極めて高利である。銀行の外にも無盡講、頼母子等があつて
共濟的金融の便を興へてはゐるが酒食の饗應や落し金の競争等によつて、幾多の弊害があ
り眞の小産、無産農民の味方では無い。

個人の高利貸しよりの金融が好ましからざる事は茲に申述べるまでもない。然るに信用組合に在つては人の道徳的結合を主とし、相互扶助の精神を根幹とするが故に組合員の信用に對して貸付けをなす。組合員は先祖代々近所に住み幼少の頃より熟知の間柄であるから不義理をなし、人を欺く等の不信用の行爲をなせば組合員となつて居る譯には行かぬ。されば互に行を慎み勤勉力行以て組合員たる義務を果さうと希ふに至り、この人格が唯一無二の擔保となるのである。斯くて西人の所謂「正直の資本化」が具現せられる。信用組合は地方の風儀を善くし、徳義を進め以て地方の繁榮を來し民衆の福利を増進すると稱せらるゝ所以も茲にある。

2、貯蓄機關としての信用組合

信用組合は一面又最も適當なる貯蓄機關である。信用組合は元來、零細なる貯金を最も簡便に集め之を地方産業發達の爲に有効に使用するを其職分としてゐる。中産以下の人々が其産業上の利益を増加し其の得たる賃銀や俸給を以て衣食し、餘裕を蓄積して更に多額の資本金となす爲には最も安全に保管し且之を最も有用の所に使用せねばならぬ。

貯蓄機關も澤山あるが農村には次の様な條件を具備せる所を最も良しとする。

イ 基礎鞏固で支拂能力が十分なること

ロ 預つた金は最も安全な用途に運用してゐること

ハ 當事者が最も着實穩健の人であること

ニ 貯蓄者の最も手近な所に在つて貯金の手續が簡單で然も間違ひの起らないものであ
ることを、等

然して一々の説明を略するも信用組合は右條件を最もよく具備してゐる所のものである。

更に其他信用組合の長所は銀行其他への貯金と異り其の集まつた貯金は再び其地域組合員
の産業の發達及び消費生活の安定の爲に還元され、銀行其他への預金の如く地方資金が悉
く都市に集中せられ、地方金融が涸渇するが如き弊が無い事である。

信用組合に在つては零細の金ではあるが相集れば多額となる。之れが信用ある組合員へ
無擔保で貸付けせられ従つて其組合員の事業發達に多大の便宜を與へられる。信用の程度
高き者程融通を受ける便が多いのだから各組合員は相互に戒めて益々勤勉着實になり徳義の
向上を促す。又貸付を受けて利益が上れば餘裕は再び貯金となつて組合の運用資金を増し
益々組合の發達を促す事となる。

次に貯金に於て大切な事は貯金の利子歩合如何であるが信用組合の貯金には法律によつて所得税及資本利子税が免除される。又營業稅及營業收益稅も免除せられる。従つてそれと普通銀行預金に比して有利な譯である。況んや更に貯金を運用して餘裕が組合に生じた場合には其の剩餘金は貯金者たる各組合員に配當せられるに於ては尙更である。

3、資金の地方分散機關としての信用組合

前項に於て一寸申述べた如く信用組合は最も理想的なる地方金融機關である。今日農村金融が涸渇する所以は全く金融の大都市集中に基くもので、銀行、租稅、國營各種事業益金、保險料、郵便貯金等の如き悉く資金は中央都市に集中し、大都市に於ても大銀行に資金が集中して、大銀行等は遊資がダブつてゐるにも拘はらず一方、農村には資金涸渇して金利の如きも一割五分以上三割と云ふ如き高利のものを利用しつゝある現状にある。又大都市に於ても小産者は、資金を得るに困難し信用の重んずべき所以を知らず、粗製濫造して以て自ら販路を閉塞するの止むなきに至る。

斯の如きは一國經濟の健康なる所以に非ず、寧ろ人の腦溢血にも比すべき危険状態と云はざるを得ぬ。

地方の資金は地方に還元して地方民の産業經濟の圓滑を計らしむるこそ最も望まじき所であり、此意味に於て信用組合こそは農村民の唯一の理想的金融機關であると稱する所以である。政府が郵便貯金の一部を割いて所謂低利資金として産業組合を通じて地方に貸しつゝあるものも上述の國民經濟の健全を期せんが爲に外ならぬのである。

第二節 信用組合の事業

信用組合の事業は、貸付と貯金とである。貸付を多くしなければ眞に信用組合の効用を發揮出来ぬ。貸付を多くするには資金を多く所持しなければならぬ。

信用組合の資金の集積には第一に組合員の出資及貯金、就中貯金は大切である。其他各年度内に生じた利益を積立てた準備金や特別積立金等も運用の資金となる。以上の外止むを得ぬ場合は借入金もせねばならぬ。

一、信用組合の貯金業務

信用組合の貯金は組合員の貯金のみならず組合員外の貯金をも取扱ふ事が出来る。

1、組合員の貯金

組合員の貯金は組合資金の根本をなすべきものであるが、貯金を取扱ふに付ても随意に組合員の貯金は組合資金の根本をなすべきものであるが、貯金を取扱ふに付ても随意になすの外、各地に於て半強制的に（例へば婚禮、出産等の記念貯金、一定時に全組合員をして勞働に従はしめその賃銀の一部を貯蓄する。或は組合員の共同作業の収益を貯蓄する等）貯蓄せしめて好成績を擧げてゐる所もある。各地其の事情に應じて善處すべきである。又納税貯金等を行はしむるも良い思付きである。

2、組合員外の貯金

信用組合は定款によつて組合員と同一の家に住む家族、市町村其他の公共團體、社、寺農會、同業組合、青年團等の公益法人及諸團體の貯金を取扱ふ事が出来る。家族の貯金は組合員と同一に取扱ふが他のは特に契約を設けねばならぬ。

市及主務大臣の指定による市街地の信用組合は定款に規定して組合員外の貯金を取扱ふ事が出来るが此場合は有限責任組合に在つては出資總額と準備金其他の積立金との合計額保證責任組合に在つては、以上の外保證金を加へた額、無限責任組合に在つては、出資總額の五倍と準備金其他の積立金との合計額迄を限つて受入しても良い事になつてゐる。其以上の預金は取扱へないのである。但し此等の場合には毎六ヶ月末日現在高の四分の一に

當る拂戻準備金を、現金、有價證券、郵便貯金、又は産業組合中央會乃至信用組合聯合會への預金等の形に於て準備せねばならぬ事になつてゐる。然して組合員の貯金者はこの準備金につき先取特權を持つ。

市街地信用組合の取扱ふ一般組合員外預金に對して斯の如き嚴重なる規定を設けて保護する所以は、預金者が何れも零細の貯金をなす小産者であり且つ組合員に非る爲、總會の席上にて組合の内容を知悉する等の機會無く、從つて信用程度を知らず不測の損害を蒙るが如き事無からしめんが爲である。

組合員外の貯金はその何れの人たるを問はず特別の帳簿を設備し整理して記帳しなければならぬ事になつてゐる。(施行規則九條ノ二)

3、貯金受入の方法

貯金受入方法は組合理事、其他の役員が組合員の各戸を歴訪して受入ると、組合員をして事務所に持参せしむると、或は貯金箱を用ふると、若くは小地區毎に係りを置くと、其の何れによるも差支へなく其組合の事情を參酌して適宜定むべきである。

4、貯金の利子歩合

貯金を奨励するに當つて問題となるのは利子歩合であるが理想としては貸付の利子は普通より低く貯金の利子は普通銀行より利子歩合を少し高くする様にせねばならぬ。昭和五年我國信用組合の普通貯金利率は年五分乃至六分であつた。

二 信用組合の貸付業務

信用組合は組合員の出資金、貯金其他等によつて得たる資金を運用して組合員に貸付けるものであるが銀行等の貸付と大に趣を異にする所は、銀行等の貸付が營利を目的として貸付用途等を問題とせざるに對し信用組合の貸付は敢く迄も組合員の事業の發達並に家事經濟の向上の爲に貸付けると云ふ點である。利潤は假令少くとも組合員の事業や生活を豊當にし向上せしむる事が出來れば良いのであつて此點理事者の十分心すべき所である。

1、貸付の種類 貸付方法を分類すると次の如くなる。

(イ) 用途によつて 貸付金の用途により事業資金と經濟資金に分つ、原則としては組合員の營みつゝある農、工、商等の生産に必要な資金を貸付くべきであるが、定款の規定により組合員の家事經濟費又は高利債の借替等の爲にも貸付けてよい。但し此場合は借入者をして償還計劃を立てしめ、放漫な貸付けとならぬ様十二分の注意を要する。

ロ) 信用貸付と擔保貸付 前者は人格に對して貸出するもので、之には更に保證人を要する保證貸付と然らざる無保證貸付との二つに分つ。我國では普通信用貸付の場合でも保證人を立つるを例とする。

擔保貸付は擔保物の價格を限度として貸付るもので、市街地信用組合では原則として之に依る。

(一) 定期貸付と當座貸付 貸付の期限によつての區別である。
(二) 年賦貸付と月賦貸付 前者は毎年同額づゝ返還せしめ後者は毎月同様にするものである。

2、貸付手續き

信用組合の貸付手續は成るべく簡便なるが宜い。組合員より借入希望の申込みがあれば理事は一定様式の用紙に、金額、用途、入用時日、保證人姓名、擔保の有無、返済期日等記入せしめる。次に理事は、豫め備へてある信用程度表(後述)の貸付限度、組合の資金狀況等考慮して貸付金額を定め、借證書と引換へに資金を引渡すのである。

3、貸付金の用途

信用組合の貸出しに當り、理事は其の借入者の資金用途については深甚の考慮を拂ふべきである。組合員の事業を發達せしめ、生計を豊にする如き事項に限つて貸出すべく、放漫なる貸付は絶対に避けねばならぬ。今日、假死の状態に在る信用組合は、悉く放漫貸付による資金回收不能に依るものと斷じて差支へない。

4、信用調査の方法

信用組合に於ては組合員より借入申込みがあつた場合は何時でも貸出しが出来様、然もその貸出しが公正に行はれる爲に、常時組合員各個の信用程度を調べ信用程度表なるものを作製する事になつてゐる。

信用程度表の作製は理事若くは組合員より選出の信用評定委員(人数は定款で定める)が毎年定時組合員の各種の事情を調査して決定するもので、この表は一般組合員には公表せぬを原則とする。

信用調査の標準は原則として所謂3 C (Three "C"s of credit) を基として評點する。3 C とは、組合員の人格 (Character)、能力 (Capacity)、資本 (Capital) を三つのである。

信用調査は大體右三項目を主とし其他、適宜調査項目を定め其項目の輕重により採點評

定して各組合員の點數を定める。點數の定め方は通常百點萬點である。適宜でよい。

信用組合の貸付は對人信用を主とし擔保物件を主とせぬ所に組合の妙味がある。従つて組合員は常に自己の信用状態の高し事を希ひ、不斷に行狀を注意し終には組合の力によつて組合員一般の品性の陶冶向上を促す事となり組合の効果偉大なるものを生ずる事になる。

組合員への貸付額決定については、毎年、總會に諮り、組合の資金在高、資金供給の見込高、需要季節等を豫測して平均一組合員への貸付最高金額を決定する。此表を貸付最高金額表と云ふ。各個人への貸付は此の範圍内に於て前掲信用程度表を參酌して決定するのである。

5、貸付の利率について

貸付の利率に就ては或るべく低率である事が望ましいが、さればと云つて組合資金は他よりの借入金乃至組合員の貯金であつて利率を拂つてゐるものであるから、是等借入金の利率より下げる事は出来ない。

昭和五年度の産業組合調査によると全國各府縣中、最高は年一割二分、最低八分で平均一割内外である。

一方組合員よりの貯金に對する支拂利子は、最高六分五厘、最低四分四厘で平均すると五分内外となる。

農業利廻りは元來極めて低率なものであるから高利債をしたのでは到底利益は擧げ得られぬ。されば貸付は可及的低利にする事に組合理事者は努力すべきである。

6、貸付後の注意

貸付金が果して組合員の申込の如くに使用せられてゐるや否や、或は適當の用途に使用せられつゝありや否やに付ては理事は常に十分の注意を拂ひ、若し貸付の目的に反するものあらば期限内と雖も辨濟せしめる事が出来る。

貸付金の返済期日が來たらば理事は組合員を督勵して必ず返却せしむべきである。情實によつて延期する等は斷じて不可である。斯くの如きは組合の爲にも組合員の爲にも不利益を及す事重大である。

期限到來するも未拂の者ある時は、次回の信用調査に信用程度を低める等の處置を取る事にする。貸付金に就ては理事の責任は重大であるから不良貸付に墮せぬ様十分の研究が必要である。

7、手形割引

市又は主務大臣の指定した市街地の信用組合に限り定款の規定によつて組合員に對し手形割引をなし得る。手形割引とは爲替手形又は約束手形の未だ満期日に達せぬものを、取引日より満期日までの利子を差引いた額丈、手形所持人に支拂ふ方法である。

手形を引受けた信用組合では資金缺乏の場合は、之を産業組合中央會、信用組合府縣聯合會等にて再割引して金融を得ることが出来る。

手形割引は日歩計算を普通とし、期限は三ヶ月位より以下なるを通例とする。
農村信用組合には關係の無い事であるから茲には概説に止めて置く。

第二章 販賣組合

第一節 販賣組合の特質

産業組合法によれば販賣組合とは

「組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ賣却スルコト」を目的とせる組合なる事が明記せられてゐる。

されば販賣組合には組合員の生産物を集めて其儘共同販賣するものと、生産物に組合に於て一定の加工をなしてから共同販賣するものとの二種の組合がある譯である。前者を單純販賣組合、後者を製造販賣組合と稱してゐる。

販賣組合員は必ず共同販賣物の生産者たるべき事は注目すべき事項である。

販賣組合の利益

今日農家の生産物は商品として金に替へん事を目的としてゐる、使用を目的とする原始的自給經濟の時代は過ぎて今日は交換經濟の時代であるからである、殊に自由競争による資本主義經濟時代である。

然るに今日の農民の知識及方法を以てしては、此の農産物販賣に就て極めて不公平不合理なる立場に置かれ見す、大變な損をなしつゝある。

此の不當なる經濟的壓迫の下にある小農、中農、或は小商、小工業者をして大生産業者に劣らざるの利益を擧げしめんとするもの即ち此の販賣組合である。其の利益の主なるも

のを列擧すれば、

イ、集合販賣に依る経費其他を節約し得ること。

個々の農家が零細なる物資を賣るには、數量に比して荷造、輸送、其他の経費を多く要し、然も多大の時間と勞力を要して其の得る所極めて僅少となる。然るに是等小農家の生産物を組合に集合して一定の荷造りをなし、大量を纏めて出荷が可能となるが故に諸掛りも比較的少額ですみ、時間や勞力を節約すること大なるは自明の理である。

即ち生産費の低減をなし得ることである。

ロ、取引市場に於て弱者の立場にある農家をして地位を向上せしめ得ること。

今後の農家は「作り上手に賣り上手」でなければならぬ。販賣こそは農家經濟の盾の一面をなすものである。然るに農家は販賣の知識に乏しく市況を見るの敏も無い。又商品其物に前掲の如く統制が無い。又常に資金に缺乏してゐる爲、出來秋には如何に廉價なりとも見す／＼損と知りつゝも金の必要に攻められて賣り離す。

甚しきに至つては春蠶をお正月に先賣りし、青田賣りもせねばならぬ破目に在るものもある。

肥料商等に先借りし收穫物は穀物商を兼營する其肥料商に押えられ二束三文に價をつけられて其上借金を差引かれると云ふ悲惨なる實例は幾らでもある。

要するに農家は販賣組合の利用により中間仲買人の搾取より免れ得られるの利がある。

ハ、農産物市場の統制をなし價格の平均を維持し得ること。

個々農家の少量の生産物をバラ／＼に賣り出したのでは前述の如く頗る不利であるが、一ヶ所に集めて品質に依り等級を附し、以て規格の統一をなすと共に多量の取引にも應じ得るに至れば價格も上昇する事は明かである。のみならず又大量を纏めて賣却の時期及數量を調節し年内を通じて平均賣りを行へば農産物市場の需給を調節して出來秋に價格の急落するを防ぐ事も出来る。此場合には農業倉庫を利用して、組合員へは必要に應じて前渡金の如き方法を便とする。

又保存性少き物等に就いては之に加工して罐詰となし適期に販賣する等も面白い方法である。

ニ、生産者より直接消費者へ聯絡せしめること。

販賣組合の最大眼目は中間商人を排撃してその中間搾取を免るゝ點にある。されば都市

の消費組合と提携して直接取引をなすは最も理想的である。此場合消費者も亦安價に必需品を手に入れ得て有利である。然し今日の實情より見ればまだ此理想實現には幾多の努力を要する様である。

ホ、原料品に加工して精製品とし販路を擴張し得ること。

農産物によつては原料の儘で販賣するより半製品乃至精製品として販賣する方が遙に有利である。之は保存、輸送について或は品質の點に就ても有利となるからである。例へば繭を其儘販賣するよりは生糸とする方が有利であるが如きである。

又斯の如き加工をなす場合は農産製造の殘滓を利用して飼料又は肥料となし得るの便が得られる。例へば玄米を精米となして糠を得之を肥料又は飼料となし得、馬鈴薯より澱粉を製造し、其殘滓は以て養畜飼料となし得るが如きである。

第二節 販賣組合の事業

販賣組合には二種の組合を認め得らるゝ事前述の如くである。

然して販賣の手續より云へば第一に組合員の生産物を組合に引取り、第二に其の品物に

つき品質の査定をなし、第三に販賣に必要な加工や荷造りをなし最後に賣却するといふ譯である。

1、生産物引取についての二主義

販賣組合が組合員の生産物を引取るについて二つの方法がある。一は組合員の生産物を組合に買入れ即ち所有権を組合に移すものであり、買取主義と稱せられる。

他は生産品の所有権は組合に移さず單に販賣を委託し、組合は賣却後組合員に其代金を精算する方法で受託販賣主義と稱せられる。組合は其の實際運用に當つて其の何れに依るべきかは種々なる事情を考慮して決定すべきであるが、販賣組合の基礎を確實ならしめる方法としては受託販賣主義に依るを可とする。但し此場合組合は組合員の要求によつては一定額の假渡金制度を設け組合員への便を與ふるを普通とする。

2、生産物の集め方

組合が組合員の生産物を集める方法には組合の役員又は使用人をして各戸を廻らしめて組合の事務所、倉庫又は停車場等に集める方法と、如上の如き場所を指定して各組合員をして其處に持参せしむる方法とがある。其何れによるべきやは生産物の種類、性質其他の

— 論 合 組 業 産 —

事情等により適宜決定すべきである。

3、生産物の品等査定

販賣組合の利益の最大なるものは大量出荷と、品質及規格の統一による市場の制覇にある。故に品等の査定が正確なる事は其組合の名譽を博す最大の條件である。之が爲には組合は時に専門の技術者を雇ひ又は官廳其他の關係に於ける技術官を囑託として置く等の必要もあらふ。

4、荷造りと貯藏

品等の査定が終れば生産物には夫々組合の商標を附し等級を定めて直ちに賣却するか或は一旦倉庫内等に貯藏するの要もあらふ。何れにしても荷造りは容量を一定し、體裁と實用とを考慮し嚴重に然も上品にすべきである。

5、販賣の注意

一旦販賣組合に集めた生産品は之を販賣するのであるが、販賣先を選択する事は最も大切である。販賣先には消費者個人、商人、工場、購買組合、政府等あるが何れにしても信用確實なるものを選ぶ事が肝要である。

農村の販賣組合が都市の購買組合と取引する事は最も理想的である。組合が生産物を販賣するに當つては自由競争激甚なる今日に於ては組合だからとて拱手してゐたのでは賣れる譯のものでは無い。理事者は常に市場の状況に注意し商機を逸せず有利に販賣する事に専念せねばならぬ。

販賣については販賣組合聯合會と連絡を取り或は單獨にても適當の宣傳をなし販路を開拓する場合もあらふ。要は、品質精良、價格低廉をモットウとし一回の取引によつて信用を博し、一回は數回の常華客となる様心掛くべきである。

販賣組合が競賣場を設けて公開してゐる如き例も外國には屢々あるが良法たるを失はない。販賣品の輸送に就ては近路は車力、トラック、人力等に依るべきも遠方への場合は鐵道省又は運送業者に委託するを便とする。

6、販賣組合の加工

販賣組合が加工をなす場合は作業場及種々の機械及施設を要し又労働者を要する。労働者は原則として組合員若くは組合員の家族を利用するのが良い。今日流行はれた販賣組合の加工は、米麥の精白、製粉、製糸、乾繭等であつたが、近時、蔬菜、果實、肉類等の

加工、罐詰、製酪等も次第に行はるゝの狀態に立到つた。

然し販賣組合としての加工は如何なる程度で止むべきかは考慮を要する點で、大規模經營を有利とする精製品の製造加工は寧ろ販賣組合聯合會の如きものに譲つた方が良からふ7、其他の注意

販賣事業は商機に敏に然も信用を第一とするを要し仲々難かしいものである。殊に今日の激甚なる競争場裡にあつて商人と角逐する事は仲々に理事者としても骨の折れる事である。理事者には十分に商業的教育を施すの要がある。

次に販賣組合經營上、問題となるのは組合員が生産品を必ず組合へ提供するや否やの問題である。組合員が其製品を拔賣りするが如き事では到底組合の存在價值は失つて了ふ。然し之は各地で間々有り勝ちの事柄である。

組合員へは組合精神の徹底を圖り斯る不心得者を出さぬ様十分訓練すると共に理事者は安んじて組合員に販賣を委託せられる丈の手腕と信用を持つ様心掛ける事が大切である。

第三章 購買組合

第一節 購買組合の特質

一、購買組合の種類

産業組合法によれば購買組合とは

「産業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セスシテ又ハ之ヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト」

を目的として設立されたる組合を云ふのである。故に我國購買組合は其の行ふ事業によつて分てば單純購買組合、加工購買組合及び生産購買組合の三つとなる。

又取扱ひ商品によつて分てば、生産上必要な諸原料を購入するものと、生産に直接關係の無い日常消費用品を購入するものとに二大別する事が出来る。

前者は原料購買組合（歐洲では一般に原料組合と稱す）、後者は消費購買組合（歐洲では消費組合又は消費者組合と稱す）と稱すべきものである。此の兩者の區別は種々なる觀點より重要である。原料購買組合は農業及工業等の従事小産者にあつて其の生産に必要な原料を共同購入して生産費の減少従つて純收入の増加を圖るを以て主眼とする積極的意義を

— 論 合 組 業 産 —

有する組合である。然るに消費購買組合は日用品費を低減し即ち所得の消費高を減少せしめて所得に餘剰多からしめんとする消極的意義を多分に持つ組合である。

農村民及都市の小工業者にとつては原料購買組合も消費購買組合も共に有用であるが、都市の労働者及俸給生活者等にとつては利用し得べきものは消費購買組合のみである。蓋し彼等の所得は一定の賃銀又は俸給であつて自ら企業を営まないからである。此の都市消費組合こそは今日の産業組合運動の先驅をなすものであつて、即西曆千七百九十五年英國に於て産業革命襲來の結果悲惨なる運命に墮した労働者が自奮自勵、相互共助の精神によつて、パン製造の爲に穀商反對組合を設立したるもの即ち消費組合の嚆矢であり次いで、ロバート、オーウエン等の唱導により多數の消費組合の出現となり、ロツチデールのロツチデール先驅者公正組合生るるに及んで英國消費組合の基礎確立し今日の英國消費組合全盛の實を結ぶに至つた。

英國消費組合運動はドーバー海峡を越えて、佛、獨兩國に及び生産、信用等の諸組合簇生の結果となつた事は既に前文に於て詳述した如くである。兎まれば消費組合運動が産業組合運動の發生母胎である事は記憶さるべき事柄である。

二、原料購買組合の利點

中産以下の小農工業者等は其の生産原料例へば材料、肥料、飼料等の購入に當つて種々な不利を蒙る境遇にある。即ち個々の取引では購入の數量に比して多くの運賃、手数料並に時間を要し、大量購入に比して割高たらざるを得ない。又時に金融に恵まれざる彼等は販賣者より掛買ひの場合も多く此時は品質も悪く且つ利息として價格も高くなるは當然である。共同購入によつて斯る不利を除かんとするもの、實に原料購買組合なのである。

三、消費購買組合の利點

中産以下の小農工業者にありては其の支出の大部分は日常衣食住用品への支拂で占めてゐる。小産者程此の比率は大となる。斯る人々相集つて消費購買組合を結成するに於ては其利する所、前述の原料購買組合の場合と同一なるの外、更に次の如き重大利益を生ずる即ち消費購買組合に於ては組合員は市價と略同様の値段を以て購入する時は、年度末又は計算期に於て購入高に比例して組合の利益金の配當に與る事が出来る。故に知らず／＼の中に貯蓄が出来る事、その一である。

又消費購買組合は之によつて教育的効果を擧げ得る事其の二である。例へば組合に於て

酒の販賣を禁止して飲酒の風を矯正し或は、現金支拂主義によつて組合員に所要以外の浪費をなさざるの風習を作らしむるが如き是である。

更に又、組合員なる一定数の消費額の規準を有して居るものなるにより、組合員の消費財貨を組合自らが生産して販賣するに於ては、今日資本主義機構下の不安定なる市場生産の爲に生産過剰より生ずる恐慌の如き現象を解消せしめ、新しき經濟生活の建設への暗示を與へるものでもある。

三、購買組合と商人

購買組合は中間商人の排除を前提とする。爲に小賣商人とは兩立しない。近來、肥料其他の小賣商人等が購買組合を以て彼等の生活を脅威するものとして、反組合運動をなすの事實益々顯著なるものあるは周知の如くである。

然し彼等中間商人が介在して利益を搾取するの事實は早晩、消費者乃至生産業者の覺醒と共に排撃せらるゝの運命にある事は争はれぬ。然し實際問題として新に購買組合を設立し既存の小賣商人を失職せしむるの止むなきに至れる場合等は、彼等を一時に根絶せしむるも社會道德上好ましからざるが故に小賣商人との利害を調和せしめ漸次轉業せしめる

の策に出づべく此點理事者の深慮を要する所である。即ち組合の取扱商品を制限するとか、或は小賣商人を組合の使用人として此方面の事務に當らしめる等の方法を考へねばならぬ。斯の如きは相互共助の組合精神よりして當然の責務である。

二二八

第二節 購買組合の事業

購買組合は取扱ひ商品によつて三種に分ら得べき事は前述の如くである。よつてこの三つに就て略説する。

第一 消費購買組合の事業

消費購買組合は日常必須の米、味噌、醬油、反物、衣類、茶、砂糖、學用品等よりお菓子類に至るまでの日用品を購入して組合員に配つものである。此組合事業の運営に當つて考慮すべき事項は次の如くである。

1、取扱ひ商品は何にするか

消費購買組合の取扱ひ商品は、組合設立の當初にあつては理事者も事務に習熟せず、又組合員の組合に對する信用の念も薄く且小賣商人との關係もあつて初めから日用品の全部

— 論 合 組 業 産 —

を取扱ふ事は冒險である。先づ初は組合員の最も便利を感ずるもの、組合として残品等の危険の少ない物品を限定して取扱ふべきである。

又都市の消費購買組合の取扱ひ商品は農村のそれとは多少異なる所に重點を置かねばならぬ。今日、購買組合の取扱商品の賣上實況に見るに、都市農村を通じて米麥を最とし、酒類、鹽、薪炭、醬油、砂糖、織物類之に次いでゐる。其他、反物、洋品類、菓子類、小間物、乾物等は都市よりも農村に於ての取扱ひ數量が多い。之は都市には是等小賣商人多く従つて購入にも自由選擇が可能であり且、小賣商人達の反對をも緩和せんが爲である。

2、仕入の仕方

消費購買組合に於て、商品を購入する場合は理事者に於て大體組合員の需要高を察して仕入れる法と、組合員の豫約註文によつて仕入れる法との二つがある。大體購入は原則として前者に依る場合が多いから理事者は十分考慮して賣殘品が生じない様注意せねばならぬ。

3、仕入先の選み方

消費購買組合の仕入商品は品質の良い然も安價なるものを望むものであるから仕入先は

府縣又は全國購買組合聯合會に依るのが最も良く、其他、販賣組合とか製造會社、問屋等から直接仕入るもよい。

4、商品の分配法

取扱ひ商品の分配法には三つある。一は組合員をして組合の賣店に來り購せしめるもの、二は組合員をして特約店に行き購せしめるもの、三は組合が其使用人を以て組合員へ配給する方法である。

右の中、一の方法は組合の經費を節約する點並に組合員に商品を選択せしめ得且現金買ひの習慣をつける點等に於て最も理想的である。二の方法は餘程特殊の事情が無い限り取るべき方法ではない。

5、賣値の決定方法

商品の賣値決定に二つの主義がある。一は原價主義と云ひ買入金に運賃及手数料を加へたものである。他は市價主義と稱し其地方に於ける普通の小賣相場によるものである。原價主義にあつては一般小賣相場より安價となり組合の恩澤を感せしむるの利あるも市價の變動に際して時に高價となるの患もある。市價主義によれば一般小賣商人で購入すると同

額を支拂はねばならぬけれども原價と賣價との開きは組合共同の利益となり積立金として置き決算期には特別配當となつて組合員の懐に戻る譯である。一種の貯蓄である。庶民に取つて一錢乃至五錢位の安價は其が貯蓄になるよりは寧ろ浪費になつて了ふのが常である。されば市價主義によるを以て消費組合の原則とされてゐる、ロットデール消費組合以來の之は金科玉條である。

唯、初めて此組合を設立した場合等には組合の効果を知らぬ意味よりして市價主義と原價主義との折衷主義を取るも方便として止むを得ぬ事もあらふ。之は例外として許さるべきものである。

6、代金の取立法

代金の取立てには現金賣りと掛賣りとの二種がある。掛賣りになす時は組合は運轉資金に缺乏を來し仕入れ先に支拂困難となるのみならず帳簿の整理も面倒となり、取立てにも手数を要し又組合員は現金の有無に拘はらず商品を入手し得られる爲遂に浪費に陥り易い消費購買組合の取扱物品は日用消費物で生産材料等と異り他日の生産には何等の効が無いものであるから掛買ひ浪費は將來の生活を脅すものである。されば此組合に於ては必ず

現金賣りに依るべく若し事情により掛賣りを許す場合にも最大限毎月末日拂ひ位となすべしである。

現金賣りをなす場合は他の小賣店との競走となり小賣商が一時的に掛賣り、賣價低下等の戦法を以て組合の邪魔をなす如き場合も屢々あり得る事であるから十分組合員へは現金賣りの利益を徹底せしめなければならぬ。殊に家庭の中心たる主婦には組合精神を徹底せしむるの必要がある。

7、利益の配分

此種組合に於て仕入先を厳選し安價に仕入れ市價主義、現金賣りに従ふ時は通常幾分の剰餘金が生ずる筈である。此剰餘金は組合員の拂込濟出資金に對しての配當となす（年六分以下）外組合員の買入價額に應じて特別配當即ち割戻しに充當するを通例とする。

特にこの特別配當金の制度は組合を多く利用した人程其の購買高に應じて多く割戻される譯であつて一種の獎勵制度でもある。此の取扱高による剰餘金割戻制度及市價主義、現金賣主義の三つはロッヂデール組合以來今日に於ても消費購買組合經營上の三大主義と稱して實行せられつゝある原則である。

第二 原料購買組合の事業

原料購買組合は組合員の従事する生産事業について必要な原料例へば農家に於ける肥料種苗、農具等を購入して組合員に分配する組合である。此組合の經營法は前述の消費購買組合の場合と大同小異であるが、其間多少の差異がある。即ち購入の目的物が異なること、購入の時期が凡そ定まつてゐる事等である。此等の性質上多少經營に於ても行き方を變へる必要がある。即ち

1、賣値の決定について 生産原料は安價だからと云つて浪費せしめる等の心配は起らないから原料は前述消費購買組合と異り必ずしも市價主義に限る必要なく原價主義を採用して差支へない。

2、代金の取立法について 此組合に於ては所謂最終消費に非ずして原料は再び精製して再生するものなれば掛賣りとなし其期間中一定の利子を取るが如きも差支へは無い。

第三 購買組合の加工及生産

之は購入の材料に工作を加へて精製品とし組合員に配布するものである。之は商品が直接開屋や販賣組合より買入れられない時で、格高である場合に自らの組合

に於て加工するといふのである。

農家の組合に於て實行し得べきは味噌、醬油等の製造、完全肥料の配合、家畜飼料の配合調製、蠶種の製造等の如きものである。然し此組合の加工は市街地の下級俸給生活者や工場労働者等に於ての利用範圍の方が農村の夫より廣く意義も大である。

第四章 利用組合

第一節 利用組合の特質

一、利用組合の種類

組合法に依れば利用組合とは

「組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト」

を目的としたる組合を云ふのである。されば利用組合には産業上の利用組合と經濟上の利用組合との二種が存在する譯である。

前者は例へば農業、工業、商業又は水産業者等を以て組織する組合が其等職業に必要な

る生産要具即ち土地、倉庫、發電所、機械器具、漁船、獵具等を設備し組合員をして利用せしめる場合と、製絲、製紙、野茶又は果實の罐詰、各種織物、製粉等の工場を設け組合員より提供の原料に加工して精品又は半精品となして組合員に戻すもの、二つがある。後者は即ち加工組合とでも稱すべきものである。

次に經濟上の利用組合と稱するのは主として消費的意義を有するもので、都市よりも寧ろ僻陬の農村に於て重要視せらるべきものである。即ち電気、浴場、娛樂場、集會場、醫師、產婆、冠婚葬祭用具、理髮場等の施設を共用する如きである。此利用組合の性質上一言すべき事は、利用組合に於ける生産若くは加工は販賣組合乃至購買組合の生産又は加工と作業こそ相似たれ、生産物又は加工品の處分に就ては兩者と大に趣を異にする。即ち販賣組合に於ての加工は組合員の生産物を共同販賣せんためのものであり、購買組合の加工乃至製造は組合員の消費又は事業上の原料として使用に便せしむるものに限られてゐて他の目的を以ては許されぬ。

然るに利用組合の生産乃至加工は組合員が製品を自ら消費しやうと販賣しやうと將貯藏しやうと其は組合員の自由意志に委せて問はぬ。單に設備を利用せしむるに過ぎぬのであ

る。故に利用組合の加入者は生産者でも消費者でも或は商人でも之を許して差支へない。之は他の組合と著しく異なる點である。

二、利用組合の利點

(イ) 生産上の利用組合にあつては次の如き利點を擧げ得る。

1、經費を節約し得ること

中小農家に於て有利なる農具、運搬用トラック、電気施設、倉庫、加工機械等を知つてゐても個人としては到底設備しても收支償はぬ、斯る場合も共同ならば利用し得て生産費を節減する事大である。

2、優良なる新規設備をなし得ること

利用組合に於ては零細の資金を集めて大となし最新發明の能率大なる改良農具、火力乾燥室等も施設し得て農家の生産能率を高めることが出来る。

3、農業の機械化を計り得ること

大規模の機械を利用し得て農業の機械化即ち工業化を計り得る。農業が他の工業等にして舊態依然たるは機械化の行はれざるに依る所、之を近代化するの道は利用組合の運営

である。

(ロ) 經濟上の利用組合の利點を擧ぐれば

1、衛生的施設を利用せしめ得

例へば醫師、産婆等のなき僻遠の農村に在つて共同して醫院を作り、醫師を迎へ之を利用せしむるが如きである。

2、生活を快適ならしむること

農村民に都市的、近代文化的諸施設を利用せしむるの道は利用組合を設くるに如くは無い。即ちラヂオ、蓄音機、其他娛樂具の施設、俱樂部、浴場等の娛樂乃至生活を快適ならしむるの施設をなして共用するが如きである。

3、生活改善の實行

例へば冠婚葬祭用具を備へ、共同の炊事場を設け或は、水力發電所を經營して電燈其他家事用として利用するが如き之である。

之を要するに稍もすれば無味乾燥なる農村民の生活に於て近代文明の利器を利用せしめ衛生保健の施設をなすと共に生活を豊富にし快適ならしむる上に於て消費的利用組合の必

— 論 合 組 業 産 —

要と其の運営の範圍の廣大とは蓋し産業組合利用の上に益て注目さるべき所であらふ。

更に一言附記すべきは利用組合の組合員外者への利用である。大正十五年の改正法に依つて利用組合は組合員外の者にも利用せしむるの途が開かれた。(法一條七項)

但し之には種々の制限が設けられてゐる。即ち第一に設備の種類は勅令を以て指定されたるものに限(り)、現在では電気、水道、種畜及乾糶装置の四つ)第二に組合員の利用に支障を來さぬ場合とし、第三に員外者と雖も原則としては組合区域内に於ける人たること第四に定款に於て員外者に利用せしめる旨を規定しておくこと、第五に利用料は實費を越ゆる事を許さぬ等の制限を置かれてある。

第二節 利用組合の事業

一、生産上の利用組合の事業

(一) 事業の運営について

生産上の利用組合は組合員の生産上の便益を圖る爲組合の物的施設(工場又は機械器具等)と人的設備(管理及勞務)とを以て組合員の提供せる物資に加工し、又は製造して組

組合員に戻すか或は組合員の事業上必要なる倉庫、器具機械、土地等を利用して組合員の事業の向上に資するものである。

1、設備について

組合員の生産的の種類、加工程度、組合事業の性質等により組合の設備も異つてくるが大別して定置設備と移動設備とに分ち得られる。定置設備とは例へば精米工場、機械製絲工場、貯蔵倉庫、発電所等の如く定着して移動出来ぬものである。之に對し農具、蠶病消毒器、石油發動機等の如く随意設備の位置を變更し得る設備を移動設備と云ふ。

何れに定むべきかは組合の諸事情を考慮して決定すべきである。

2、建設資金の調達と設備の規模

生産的利用組合の施設は組合創立の當初より相當多額の資金を建設費に投せねばならぬから豫め其資金調達の方法を考慮せねばならぬ。初より借入金によつてなす事も出来やうが其では利子拂ひのみに依つても組合の基礎を危くする患があるからまづ信用組合を設けて組合員の努力により蓄資を得てからなすか若くは信用組合の信用によつて低資の融通を受けて之に充つる等の順序に依るを妥當とする。

次に設備の規模の大小であるが、これは組合員の人數、加工物の種類、程度、等によつて十分の研究をなし決定すべきである。

3、勞力の供給方法

定置設備等の大規模加工工場に於ての管理人、及労働者等は、何れも組合員中の適當なる人を選び之に當らしむるを最も得策とする。蓋し斯くすれば雇傭労働者と異り自己の仕事なるにより能率も上り器具の取扱ひも丁寧で原料消費の如きも少く理想的に営み得る故である。移動式施設例へば石油發動器による脱穀器等は組合員の家を順次移動利用するものであるが、斯る場合は豫め講習等を修了せしめて専門的技術を收得したる組合員を養成し置き、之を主任として労働者の一隊を共に巡回労働せしむるが如きを良策とする。此場合技術者及労働者共組合員を出役せしむるを以て原則とすべきである。精巧なる機械を設備したる場合等は専門の技術者を雇ふ場合もある。

4、經營費の捻出

利用組合の設備費は組合員の出資又は借入金に依るのであるが、技術員の俸給労働者賃銀等の人的設備費、材料其他經常費等を支辨するにはどうしても加工料、又は使用料を徴

收せねばならぬ。この加工料乃至使用料は共に利用料と稱してゐる。

利用料を幾何に定むべきかは種々の條件を考慮せねばならぬが就中、計算の基礎は設備資金の利子、設備費の償却金、技術員の報酬、職工の給金、等の外、通信、消耗雑費等をも加算したるものを最低となすべきである。

然し此利用料は必しも多くを取らなければならない。組合の費用を償へば足るを以て満足せねばならぬ。之によつて組合員が便益を得る譯である。

(二) 組合の事業

(イ) 組合の加工

利用組合の加工品は、利用組合の名を以て販賣するを得ず一旦組合員に返戻し其處分は組合員に一任するを原則とする。尤も販賣組合を兼營してゐる場合は販賣出來る譯である。利用組合での加工には次の二種がある。

一、混合加工 組合員の生産物を集めたら其の種類、品等、加工の程度により區分し同一類のものは混合して之に加工し、加工品は混合當時の規準により一定の割合に組合員に返却する方法で、果物の混合荷造、生糸の揚返等、多くはこの方法による。

二、分離加工 組合員の生産物は混合せず個別に加工して更に組合員に返却するものであるが此の方法に依つてゐる組合は今日殆んど無いと云つてよい。

(ロ) 組合の設備利用

利用組合に於て設備すべき施設の一例を擧ぐれば

一、倉庫 倉庫には

保管倉庫 生産物を保管し盗難火災等を防ぐもの

貯藏倉庫 一定期間生産物の性質を變せず貯藏するもの

加工倉庫 保管のみならず加工をなすもの

等その目的により種々に別ち得られるが、何れも個々の農家で建設するより共同施設として利用すれば利する所大である。農業者を組合員とする場合は農業倉庫を兼營すれば更に利益が多い。農業倉庫に就ては他節に述べるにより此處では詳論を差控へる。

二、土地の利用 利用組合に於て土地を借入れ又は購入し組合員をして之を使用せしめ

組合は一定額の使用料を徴收するの制度を土地利用組合と稱す。土地利用組合は農村に於ける最大不祥事たる小作争議の理想的解決法として近時次第に注目せらるゝに至つた。即

ち地主は組合より年に一定額の小作料を取得し得られ、一旦凶作等の場合は組合の機關により合議的に減免額を決定し得て争議の必要は無い。平和裡に解決し得るのである。愛媛縣温泉郡余土村の信用購買販賣利用組合に於ける土地利用の状況の如きは好固の一例である。

三、其他の例 其他蠶糸業に於ける、蠶種製造、製糸、製織の如き、或は染織業、製紙業、園藝品の加工（罐詰、瓶詰等）醸造業、漁船の利用、或は、種牛馬の共用、農具、其他發動機の利用、発電所の經營利用等で、生産的利用組合の運営範圍も頗る廣汎である。

二、經濟上の利用組合の事業

(一) 事業の範圍

經濟上の利用組合は組合員をして家庭に於ける消費生活費の低減乃至保健衛生上の便益を得せしめ、或は娯樂施設を享受せしめる等要するに組合員の生活を豊富にし快適ならしむるを目的とするもので、農村民の生活上の爲には最も注目すべき組合である。

利用すべき施設としては病院、公會堂、住宅、其他建築物、水道、電燈、電話、浴場、食堂、炊事場、理髮所、洗濯所、裁縫所、冠婚葬祭用具等である。

(二)、二、三の重要な利用組合

(イ) 住宅利用組合

大正十年組合法の改正によつて利用組合は組合員に住宅を利用せしめ得らるゝ事となつた。即ち信用組合より組合員の住宅資金を融通するとか、利用組合に於て住宅を建造又は購入して組合員に賣却するとか或は組合に於て住宅を新築して組合員に貸與するとかの方法によつて組合員に住宅利用の便を與へ得るのである。

住宅に就ては住宅組合法なる法律が施行せられてゐるが主として組合員に住宅を取得せしむる爲に月賦、年賦等の方法によつてゐるが利用組合に於けるそれとは異なり、組合員に住宅を取得せしめる過渡的方法たるに止る所が特徴である。利用組合に於て住宅を經營するは、農村よりも寧ろ都市に於て其必要多く、農村に於ては大農地附屬の小作人家屋又は火災、洪水等の後の家屋の復舊、大開墾地の住宅等であらふ。

此場合敷地の選定、家屋の設計、築造等には相當理事者の研究と細心の監督を必要とするであらふ。建物を利用組合の所有として組合員に貸與する場合はその利用料の算定は十分注意して組合員の便宜を計ると共に組合の基礎を薄弱ならしめざる様確實なる取立の

方法を購せねばならぬ。

(ロ) 電力利用組合

電力の利用が如何に人類の生活に福祉を齎すかは嗚々の要なるべく然して我國は到る水利の便多く水力發電に好條件を備へてゐる。故に近來山間地にして電力の供給施設無き處に於ては電力利用組合を組織して電力の利用を許るもの多きを加へつゝある。

斯る場合、營利會社たる既存電氣會社と、新電力利用組合との間に配電區域の問題等にて屢々問題を惹起したが大正十一年五月逡信省電氣局長の通牒により種々の場合を擧げて其條件の下に自家用電氣工作物施設規則によつて電力利用を許可する事になつた。

發電装置及其電力を組合の工場、索道、等に利用し又は電燈、又は動力用として組合員に配給する事が出来るのである。電力は其の區域内の組合員に非ざるものにも組合より配給して利用料を徴收する事を許されてゐる。但し利用組合の電力配給區域は一村又は其一部に限ることになつてゐる。

今日最も顯著なる成績を擧げてゐるのは長野縣下伊那郡龍丘電氣利用組合、和歌山縣に於ける西川原柑橋販賣購買利用組合等である。

第五章 兼營組合

兼營組合とは信用、販賣購買及利用組合の中、二種以上を兼營する組合をいふものである。事業に就ては既述の通りであるから之を略する。唯兼營する場合の利害得失を十分攻究して其地方的事情及組合相互間の事情に適應する様に決定するを必要とする。

第六章 産業組合聯合會

第一節

産業組合聯合會の種類

産業組合聯合會には次の如き種類がある。

1、信用組合聯合會 所屬の組合又は聯合會に對して其の必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得せしむるもの

2、販賣組合聯合會 所屬の組合又は聯合會に於て賣却すべき物を集め之に加工し又は加工せずして賣却するもの

3、購買組合聯合會 所屬組合及聯合會の購入すべき物を買入れ之に加工せずして又は

— 論 合 組 業 産 —

之を生産して所屬の組合又は聯合會に賣却するもの

4、利用組合聯合會 所屬組合又は聯合會をして其の事業に必要な設備を利用せしめるもの

産業組合聯合會には理論上右の様な種類があり又右の中、二種以上を兼營する組合もあるから産業組合の場合の様に十一の兼營聯合會があり計十五の種類となる譯である。然し事實に於ては法規を以て多少の制限がある。即ち信用組合聯合會は、此等聯合會を組織員として更に聯合會を組織するといふ事は許されてゐない。之は主として二重、三重に利鞘を收められては結局利益が無くなるに基くものである。

販賣組合聯合會 及 購買組合聯合會は何れも同種の事業を行はない産業組合又は産業組合聯合會を以ては構成出來ぬ。そこで利用組合聯合會は獨り利用組合のみならず、購買販賣組合をして組織する事が出来るのである。之は購買乃至販賣組合等が各自獨立して單獨で倉庫、市場等を設備するより是等と利用組合が共同して設置して利用した方が相互の利益であるからである。

聯合會は組織の上より見る時は有限責任と保證責任との二つとなるが、現行組合法は保

證責任のこみを認め有限責任を許さぬ事となつた。

第二節 聯合會の事業

一、販賣組合聯合會の事業

販賣組合聯合會（略して販聯といふ）は所屬の組合又は所屬聯合會のために販路の擴張取引上の利便増進、又は加工上の利益を増加せしむるを目的とする。要するに生産品の集積量を大ならしめて取扱物品の商品化の増大を計るものである。漸て之は市場への供給統制、從つて價格決定に迄進むべきものである。

我國の販賣組合聯合會は漸次各方面に進出著しきものあり、就中、生絲販賣組合聯合會に於て最も注目すべき活動をなしてゐる。即ち生絲販賣組合の全國的聯合會なる大日本生絲販賣組合聯合會（絲聯と稱す）を最とし、其他信用販賣組合聯合會確氷社、同甘樂社、同下仁田社（何れも群馬縣）等は何れも著名である。

昭和六年全國米穀販賣購買組合聯合會が設立せられ米の販賣を全國的に統制しやうと企ててゐるが實績は未だ認むべきものがない。其他、販賣組合聯合會に於て現在取扱はれつ

一 論 合 組 業 産 一

ある。物品の主なるものは織物(主として福井縣の羽二重)鶏卵、大小麥、藪等である。

二、購買組合聯合會の事業

購買組合聯合會(略して購聯といふ)又はその兼營聯合會はその所屬する組合又は聯合會に對し、必要物資の卸賣をなすものである。即ち必要物資の大量購入、又は大量生産、若くは加工をなさんとするものである。

されば英國では之を卸賣組合(Co-operative Wholesale Society)と稱へてゐる。昭和五年に於て購買事業を營みし聯合會は百八で購買萬二千八百八十三萬圓に及んでゐる。全國購買組合聯合會(全購聯と稱す)は大正十二年創立せられたが日尙淺きに拘らず着々成績を擧げ昭和五年には加入會員三千七百八十五、出資總額二百九十萬三千圓、一年の賣上げ一千五百萬圓餘に及んでゐる。取扱品目の主なるものは肥料、鉛筆、クレヨン、インキ等の學用品、石鹼、地下足袋、ゴム靴、半紙等である。

右の中、肥料取扱高は一千萬圓を超え昭和四年からは専用工場を設けて配給してゐる。

三、利用組合聯合會の事業

利用組合聯合會(利聯と稱す)及びその兼營聯合會はその所屬組合及び聯合會が獨力を

以てしては設備し得ない施設をなし、其等をして利用せしめるを目的とするものである。我國に於てはこの聯合會は微々振はず、昭和五年に於て利用事業を行つた聯合會は二十で所屬組合は千五百八十八、利用料五萬二千餘圓に過ぎない。最近見るべきものは貨物自動車設備利用で、之に次ぐは倉庫、肥料粉砕機等である。

四、信用組合聯合會の事業

信用組合聯合會（略して信聯）及び其の兼管聯合會は、各種の單位産業組合及び信用事業を行はなない各種聯合會を以て構成し、是等と産業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行等の間にあつて金融の便を圖るものである。即ち所屬の組合及聯合會の餘裕金を預り又は自己の信用を以て借入金をなし、之を所屬組合又は聯合會に貸付し、或は、之等のものが資金を要する時には産業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行等よりの債務につき保證をなす等、要するに所屬組合及聯合會のために存在する信用組合である。

信用組合聯合會は一府縣以内を以て區域とするを原則とし、區域内の組合は悉く之に加はせしめてゐる。是は資金の増大と共に産業組合中央金庫等との關係を圓滑ならしめんとめである。昭和五年度に於て信用事業を營んだ聯合會數は六四で所屬組合數一萬二千三百

三十一、貯金一億四千五百三十九萬餘圓、貸付金八千九百七十五萬圓を有する。同年度の事業の分量を見るに貯金受入高三億九千七百八十五萬圓、拂戻高四億百二十九萬圓、計七億九千九百十五萬圓の貯金業務と新規貸付高二億五千二百十二萬圓償還高二億三千三百四十八萬圓計四億八千五百六十一萬圓の貸付業務を行つてゐる。

第七章 産業組合中央會

全國に普き産業組合及び産業組合聯合會の爲に産業組合の制度の普及發達及び統一を圖るため設立せられたる法人が此の産業組合中央會である。

産業組合中央會は、明治三十八年平田伯爵によつて設立せられたる大日本産業組合中央會に初まり、月刊雜誌「産業組合」を刊行し、或は毎年一回全國産業組合大會を開催する等々組合發達の上に多大の功があつたが、明治四十二年組合法改正の結果法律上認めらるゝに至り今日に及んでゐる。事業の主なるものを擧げると次の如くである。

第一部

一、産業組合及産業組合聯合會の設立を獎勵斡旋すること。

— 論 合 組 業 産 —

二、組合及聯合會に關し指導を爲すこと。

三、組合及聯合會に關し表彰を行ふこと。

四、組合及聯合會相互の聯絡を圖り事業執行上の便宜を與へること。

五、組合及聯合會に關する講習講話を行ふこと。

六、組合及聯合會に關する調査を行ふこと。

七、會員の質問に應答すること。

八、會報を發行すること。

九、組合及聯合會に關する書籍を發行すること。

十、組合及聯合會に關し監査を行ふこと。

十一、前各號の外本會の目的を達するに必要な事項。

第 二 部

一、肥料其他理事に於て定めたる物を購買して之を會員たる組合又は聯合會に賣却すること。

二、生産品陳列所其他理事に於て定めたる物を備へ之を會員たる組合又は聯合會に使用せ

しむること。

中央會は右の如き事業を行ふ爲、各道府縣に支會を置き、郡市に部會を置くことになつてゐる。

産業組合中央會は、産業組合及其聯合會を以て正會員とし中央會の趣旨に賛した者を以て賛助會員としてゐる。

昭和六年に於て正會員數一萬一千五十七組合、賛助會員は個人及農會を合して七百二十餘名である。

第八章 産業組合中央金庫

一、産業組合中央金庫の特質

産業組合又は其聯合會に金融の圓滑を計る機關として信用組合及其聯合會がある事前述の如くである。

然し信用組合に於ては其の區域の所屬組合員の職業が略同一等の理由により資金需要の時期が略同一時となりて滯澁を來し、又一組合員に餘裕ある時は他の組合員にも亦餘裕が

あるといふ譯で、信用組合の力のみを以てしては到底圓滿なる需給の調節をなす事は不能である。特に經濟界が恐慌を招來した時物價の騰落甚しき時等は其の弊が甚しい。信用組合聯合會と其所屬組合及組合聯合會との關係に於ても同様の事が云へる。

茲に於て全國産業組合及産業組合聯合會の爲に廣き範圍に於て産業組合的對人信用の發達を圖り、兼ねて産業組合と中央金融市場との聯絡をなし資金の需給を調節するの機關を必要として來る。此機關こそ即ち産業組合中央金庫である。

二、産業組合中央金庫の沿革

産業組合中央金庫設立の要望は明治三十九年東京に於て開催された第二回全國産業組合大會に提議せられたるに初まり後屢々問題とされたが組合の發達も不十分であり、政府に於ても財政關係で助成の見込立たず往舊日を過したが大正十年産業組合中央會は其大會の決議により中央金庫設立に關する調査委員會を設け、同十一年成案を得、十二年二月政府に建議すると同時に設立の促進を圖る爲に各政黨にも交渉した結果、其年の衆議院に「産業組合中央金庫法案」となつて現はれ兩院を通過した。よつて法律として公布せらるゝに至つたものである。大正十二年七月農商務省内に設立事務所を置かれ同十二月創立手續を

—論 合 組 業 産—

了し、同十三年三月から業務を開始するに至つた。
事務所は本部を東京市に、支部を大阪に置き其業務代理は道府縣區域の信用組合聯合會になさしめてゐる。

三、産業組合中央金庫の構成と職能

産業組合中央金庫法（大正十二年四月六日、法律第四二號、昭和六年五月二十二日法律第六五號改正）によれば中央金庫の組織者は、産業組合及其の聯合會並に政府のみに限られ他は之に加入する事は出来ぬ。

資本金は政府と組合側との共同負擔とし設立當初は資本金高三千萬圓とし、政府は其半額千五百萬圓を引受け大正十二年より毎年五百萬圓宛出資する事とし、組合及聯合會は當初五分の一を拂込み爾後十ヶ年間に其殘額を拂込むこととなつてゐる。尤も此拂込み未完了の中に増資の必要が起れば總會の決議によつて政府の認可を受け資本金の増額をなし得ることになつてゐる。

斯く我國の産業組合中央會は産業組合と政府との共同出資で特殊の形體を爲してゐるが業務の性質より云へば、産業組合及び其聯合會のために活動すると云ふ相互的性質を濃

厚に有し中央金庫法に別段の規定あるもの、外は凡て産業組合法に準據する事を定められてある等産業組合及其聯合會の爲に存する全國的信用組合聯合會とも云ふべき物である。

中央金庫の行ふべき事業を列擧すれば（中央金庫法第十三條、以下略して中法とする）

一、所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合に對し擔保を徵せずして五ヶ年以内の定期償還貸付をなすこと。

二、所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合に對し擔保を徵せずして三十ヶ年以内の年賦償還貸付をなすこと、但し其金額は拂込濟出資金及産業債券發行額の二分の一を超えざること。

三、所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合に對し手形割引又は當座預金貸越を爲すこと。

四、所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合の爲に爲替業務をなすこと。

五、産業組合聯合會、産業組合、公共團體其の他營利を目的とせざる法人より預り金を爲すこと。

六、所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合の爲に有價證券の保護預りを爲すこと。

七、所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合の爲に有價證券の委託賣買を爲すこと。

必要ありと認めたる場合に於ては擔保を徴して上記第一號乃至第三號の業務を爲すこと

(中法第十四條)

右に見る如く中央金庫の預金の蒐集に付ては、中央金庫の構成員のみならず、廣く全國の公共團體、及び營利を目的とせざる法人に迄及ぼしてゐるのであるが、其の資金の貸出し、及び爲替業務に付ては嚴格に構成員たる所屬の産業組合及聯合會のみに限つてゐる。

唯、例外的場合として中央金庫に餘裕金ある場合には國債又は公債の買入れ、大藏省預金部若くは主務大臣の認可せる銀行への預金又は郵便貯金となす外、一般産業組合及び聯合會に對し短期貸付をなす事が許されてゐる。

産業組合中央金庫の加入組合員は出資金額一口百圓にて然も最初は一部拂込みをなせば加入出来るので全國産業組合中之に加入せざるは殆んど無い状態にある。

即ち出資者は次の如くである。

昭和七年三月末現在に於て

政府一

聯合會一四二

産業組合一一、二一六

合計一一、三五九

四、産業組合中央金庫の特典

産業組合中央金庫の事業は前述の如く、全國産業組合及産業組合聯合會對するものであるが、固より營利を目的とせざるが故に、政府より出資の千五百萬圓の如きも、之に最初より配當をなすが如きは經營上なし難しとする所である。茲に於て創立當初より十五年間は政府出資は配當を要せざること、なり（中法第三三條）又、産業組合同様に所得税、營業收益税、營業税を免除せられ、登録税及印紙税、に付ては産業組合聯合會同様な取扱ひを受け（中法第八條）又、拂込金額の十倍を限り産業債券を發行するの特典（中法第十七條）を有する。

斯の如く中央金庫は國家より多大の補助と特典を與へられてゐるから、従つて役員の如きは理事長（一名）副理事長（一名）理事及監事（各三名）は何れも政府の任免する所である。評議員二十名（半数以上は産業組合關係者）をも主務大臣の任命する所になつてゐる。（中法第十二條）

五、産業組合中央金庫の近況

産業組合中央金庫の昭和六年度に於ける事業状態を見るに、出資者数は前掲通り、資本金は三千七十萬圓で内政府出資千五百萬圓、政府以外千五百七十萬圓である。その中拂込

み濟み額は政府出資千五百萬圓、政府以外の出資一四、五四〇、九六〇圓計二九、五四〇、九六〇圓である。産業債券は現在發行高四一、四一九、〇〇〇圓及び預り金は昭和五年末現在高四三、三八三、八三五圓、年度内受入高二一四、〇〇一、〇一七圓、同拂戻高二一五、三三三、三九二圓、年度末現在高四二、〇五一、四五九圓である。

第三編 農村振興と産業組合

一、農家の窮乏と之が打開對策

歐洲大戰期の我國經濟界黃金時代を頂上として、漸次一般經濟界の不況累加と共に我國農家の經濟的困窮、農村の疲弊は甚しきものがあり、殊に我國農家經濟に最も重大なる現金々融を與ふる商價の大暴落に依て拍車をかけられ農、山村の不況は實に言語に絶するに至り、遂に救農臨時議會を開催して之が對策を講せざるべからざるの事情に迄立到つた。

(昭和七年九月第六三臨時議會開催)

然し乍ら政府の農村救濟策位で累積せる農家の不況より之を救濟すべくもなく、茲に政府主催の下に捲起されるものが自力更生策である。即ち農民自らの奮起によつて農村不況を突破し、鼓腹擊壤の樂土建設をなさしめんとするの運動なのである。

然して所謂此の經濟更生運動は産業組合の運用を以て根幹と爲すべしとせられ、農林省は經濟更生部を創設し、永遠の國策として全國的經濟更生運動の中樞となすに至つた。

— 農 業 組 合 —

蓋し實に時宜を得たるの舉と云ふべく、産業組合が何故に農山漁村經濟更生の基調たるべきやは既に講述したる所を綜合考察すれば自ら明瞭なるべきも、以下更に屋上屋を架するの類乍ら産業組合の農村振興に於ける使命に就て反復力説せんとするものである。

今日、農家の負債は實に巨額に達し農家經營の癆となりつゝある。即ち昭和六年七月農林省が全國府縣農會をして各地農家負債を調査せしめたるを見るも、調査總農家戸數五一九戸中、負債を有する者、四三八五戸、即ち全調査農家戸數中の八六%を占め、一戸當り農家の負債額は平均して一〇九〇圓に及ぶと云ふ。

更に經營別に見る時は自作農一六五〇圓、自作兼小作農一一三〇圓、小作農五二〇圓を示してゐる。(昭和六年版農林省農務局編纂農家負債整理實行事例による) 以上の調査農家は特に負債多き地方農家と云ふ譯でなく隨所の調査であつて見れば、以上の數字はまづ全國農家の平均的數字であると云ふも敢て過言ではあるまいと考へられる。

農家は何故に斯の如き巨額の負債を生ずるに至りたるや、右調査中、新潟縣農會のなしたる農家負債の原因調査に見るに、回答農家二二二戸、回答原因數九三〇件中

一、農産物の値下り

一五六件

一、負擔の苛重

九五件

一、土地を購入したため

九二件

一、親類や他人に借り倒されたため

六七件

一、借金の利子に追はれたため

六三件

一、肥料代のかさんだため

五八件

一、病氣のため

五五件等

其他、不作の爲、稼手の少いたため、家屋等の新築のため、暮しが掛りすぎるため、嫁入出産等のため、死亡等不幸ありしたため、子供の多いたため、等々の順位を以て報告せられてゐる。以上の原因中、農産物の値下り、税金の苛重、土地購入、貸倒、負債利子の累加、肥料代等の六種が合計五三一件、總計数の五五%を占めてゐる事は注目しに値する。

以上の如き原因の除去によつて農家が更生の曙光を認め得らるべき譯では是等の多くは何れも産業組合の巧なる運営によつて解決せらるべき問題なのである。蓋し我國農家は其耕地面積平均一戸當り、田畑併せて一町歩内外に過ぎず、作物も米麥作及び養蠶を主とする。小農が大部分を占め、然も是等は何れも孤立して封建時代の經營振りより脱却出来ない狀

態にある。

然るに一方經濟社會は長足の進歩を見せて世は正に貨幣經濟、資本主義經濟機構下にあるのである。資本主義經濟は自由競争、然して資本の集積のみが唯一の優勝武器なのである。大資本は益々富み、小資本は落伍者として没落する。是今日の實狀である。

斯る經濟機構下に於て、舊態依然たる自給自足時代の經營法では、農家が時代後れとなり經濟社會の落伍者となる又止むを得ぬであらふ。

今日の農家經營は一種の企業である。然る以上資本主義社會の優勝手段を農家も應用するに非んば時代に伍して行く事は不可能となる。

優勝手段とは何ぞ、孤立農家は茲に時代に覺醒して共存共榮の旗幟の下に大同團結を計る事である。即ち産業組合の結成に外ならぬのである。

農家よ共同團結せよ、是こそは農家の進むべき唯一無二の活路である事を牢記せよ。

二、農業經營改善と産業組合

- (1) 農業用品の共同購入

農家の經濟更生を計るには、まづ經濟の原則たる少費多穫を計らねばならぬ。古人の所謂「入るを計つて出るを制す」である。新しい言葉で云へば消費節約と生産増加の二方面に努める事が必要である。

消費節約といへば農業生産に於て生産費の節減もあるし、更に當むものとして農家の消費生活に於ける節減もある。

茲では農業生産に於ける生産費節約を計るに産業組合就中、購買組合の利用が有利である事を述べんとするものである。

農業用品の購入に當り購買組合を結成する事が有利なる事は購買組合の部に於て詳述したる所であつて、今日、購買組合が取扱つて好成绩を擧げつゝある物は、肥料、農産具、種苗、蠶種、農業用材料品、漁具、藥品、燃料、石灰、工業原料品等である。

(2) 農業生産設備の利用

我國の如き勞力的家族經營とも稱すべき小農に於ては、經營の規模小にして、従つて改良農具類、家畜、倉庫、農舍、作業場等を自ら設備したのでは利用日數も少く到底採算が取れぬ。

— 農 業 組 合 —

茲に於て是等農業生産設備を共同して利用する利用組合が必要となる。今日此利用組合に於て利用せられつゝある設備としては次の如きものがある。

精米麥機、麥摺又は籾摺機、肥料粉碎機、製粉機、麥壓機、脱穀機、荷車、倉庫、乾鰯装置、排揚水機、製繩筵叭機、鋸打機、モーター、石油發動機、噴霧器、挽割機、製油機、貨物自動車等々、である。

今後農具其他の進歩、發明と共に此方面の利用範圍は益々擴大せられて行くであらふ。更に此の利用組合に於て注目すべきは、農村小工業的設備をなして業績見るべきものが次第に増加せんとしつゝある事である。農村へ家庭的小工業を副業的に普及せしむる事が農村振興上極めて好ましき事は識者の夙に唱ふる所であるが、近來、部落單位等を以つて水利を利用して水力發電所を設け、此の電力によつて製紙事業を營み、之を共同販賣する等の例二、三見らるゝに至つた事は將來への良い暗示を與へるものであらふ。

3 農産物の共同販賣附農業倉庫

今日の資本主義經濟機構下に於て農産物も純然たる商品となつた。自給自足的經濟財貨としての農産物が一躍して市場の商品となつた爲に商業知識に乏しい農家は混亂の状態に

あるといふのが今日の現状である。此の過渡期にある農産物を商品化する事が今後の農家の進路でなければならぬ。由來農産物は市場商品として次の如き缺點を持つ。即ち、

一、保存性に乏しいこと。野菜、牛乳、鶏卵、果實等は性質上何れも保存性乏しいものであるが、穀物、繭等の主要農産物に於ても、其儘では變質したり、蠟化したりして長く置けぬ爲、結局出來秋に賣急ぎとなり供給過多で値下りを起すといふのが一般である。是等を良く乾燥し、調製して、管理宜しきを得る倉庫に貯藏すれば此弊より免れ得る譯だ、然し斯の如き設備は中小農家の良く獨力を以て爲し得る所では無く、共同即ち販賣組合等の結成に依つて初めて可能である。

二、品種品質が統一せられてゐないこと、之は小規模な小農家の生産物を少量づゝ集めて市場に出荷せらるゝ以上止むを得ぬ所であるが之に依つて市場価格は下り極めて不利な状態下にある。多数の者が其生産物を持ち寄り一定の等級に分ち販賣すれば、品質は統一せられ如何なる大量供給も出來、販賣上著しく有利となるのである。茲にも販賣組合の必要がある。

三、粗生産であること、農産物は加工を加へるに依つて商品價値の増す事は勿論で例へ

一 農 業 組 合 一

は糶よりも製糸となすにより、馬鈴薯より澱粉となすにより高價となるが如きである。

要之、販賣組合の活用によつて農家經濟の潤ふ事は前項販賣組合の例に於て示す如くであり、今日販賣組合に於て取扱ひつゝある品目は、米、麥、雜穀類、種苗、蠶種、蔬菜、果實、繭、生糸、蘭及蕪製品、畜産物、織物及莫大小、陶磁器、瓦類、林産物、水産物、紙類及原料品、其他等である。加工して販賣するものに精米麥、製糸、乾繭、製酪、罐詰、製繩、製茶等がある。

次に茲に附記したきは農業倉庫である。農業倉庫は大正六年七月法律第十五號を以て公布せられた農業倉庫法によつて設立せられた倉庫及其事業である。

其事業は組合員たる農業者の生産物を（主として穀物、繭若しくは小作料として受入れた穀物、砂糖等）保管すると共に保管物を資金化して金融を行ふこと、（農業倉庫證券と稱し金券を發行し得）保管物の販賣の便を與へる事等を主とするものである。農業倉庫の經營主體は産業組合、農會、市町村又は之に準ずるもの、農業の發達を目的とする公益法人等と規定せられてゐるが、今日、農業倉庫經營主體數二、八九四の中、産業組合の經營に於けるもの二、八二二に達し實に九割七分を占めてゐる。（昭和六年末の調査による）

農業倉庫に依つて中、小農家の益する所は實に多い。即ち多大の資金を投じて自家倉庫を作るの必要もなく従つて其に用する資金は流動資金として潤澤に使用出来る事、完全にして周到なる注意の下にある倉庫に貯藏するの便を得る事、生産物を値上りまで貯藏し適期に高價に販賣出来る事、金融の便を得る事、保管は混合保管による故、同一品質のものは夫々等級を附して置き大量出荷可能につき販賣上極めて有利である事、調製、改裝、荷造等を總めてなす故、経費も少く出来、然も生産物の規格が統一せられ高價に販賣出来る事等其利益は枚舉に暇が無い。

されば農業倉庫の普及は近來著しく大正六年經營主體數一、二、總棟數七、三三、總建坪二、三三、四四七であつたものが昭和六年末には經營主體二、八九四、總棟數五、三四五、總建坪二、四一、五八五に及び、其總收容力は穀物に於て、一六、六一八、九二四俵、藪三、五五三、四二五貫に達してゐる。

三、農村金融と信用組合

農業は今日に於ては立派な一個の企業である。營利經濟である以上農業經營にも金融は

絶対に必要である。

元來農業は他の商工業に比して資金の回收が極めて緩慢であり従つて、農業經營に於て肥料、種子等を購入する金にすら事缺く中、小農家は仲々多い。故に中、小農家に簡易なる金融の道を開く事は極めて大切な問題である。

今日成程、農村金融の機關としては、普通銀行、日本勸業銀行、農工銀行、北海道殖産銀行、朝鮮殖産銀行等の諸銀行があつて農村金融の中樞となつてゐるとはいへ、是等は何れも中産以上の、不動産所有者の利用に開放せられてゐる丈で、無産小農には門戸を閉ぢられてゐる有様である。

今日小農に取つての金融機關とも稱すべきものに無盡、頼母子、融通講、模合等もあるが是等は一面甚だ弊害を伴ふもので酒食の饗應、落し金の競争等の不利がある。又肥料屋馬喰、網主（漁村）等も小農に金融を興へてゐるが是等は必要時に貸付けて置き、出来秋に二足三文に收獲物を値切つて買取つて行くといふ一種の高利貸的搾取機關である。

個人の所謂高利貸から金融を受ける小農も仲々多いが、信用不確實の爲、一般に極めて高利であつて農業の如き利潤薄き職業に於ては利子拂ひさへ困難である。

斯の如き金融の利便を享くるに乏しき無産小農民に取つて信用組合が如何なる利益を齎すべきかは前編、信用組合編に詳論した通りである。信用組合が如何に無産小農民に必要であるかは、歐洲に於ける信用組合發生の沿革に見ても明かである。

元來が産業革命後、資本主義の發達に伴ひ、經濟社會の落伍者たらんとする小無産者を救はんが爲に生れ出たるものが、即ち信用組合なのである。無産小農民に抵當を取らず對人信用によつて相當までの資金融通をなすもの、然して又、農村に於ての唯一無二の貯蓄機關でもあるもの、又返却に當つては低利長期の年賦方法でも良い等の特點のあるものが實に我が信用組合なのである。

信用組合は又其貸付に當つて借入組合員の人格、信用等を基礎として貸付け、擔保にのみ重點を置かぬ所に組合員の互組改善、社會教化の効大なるものがある。

貸付最高限度を定むる信用評定委員が、性行五〇點、貯金二〇點、出資口數一〇點、財産一〇點、家庭の狀況一〇點、計百點を標準とせるが如き(宮城縣下田林組合の例)人格を主とする所に道德と經濟の調和があり、信用組合の重要性がある。

近時信用組合に於て破綻を生ずるもの續出しつゝあるが何れも、人格中心、道義中心と

なさず、唯、營利主義合理主義を中心としたるが爲に外ならぬのであつて、信用組合運営者の心すべき所である。(詳細は信用組合の部参照)

四、農家の生活改善と産業組合

近代農家の貧困化の根本原因は、農家の消費經濟の大變革であるとせられてゐる。即ち往昔自給自足の經濟生活をなした農家が、一度近代資本主義貨幣經濟時代に入るや、生産物は市場商品化し、其の賣却代金を以て日常消費財貨を購入する事となつた。

然るに農業生産物の價格は其騰貴率低きに比し、購入日用品の價格は騰貴率甚しく、加ふるに土地生産力は農業技術に依つて増加せらるゝの量は極めて漸進的であるのに、購入物資の種類と數量は人類文化の向上と共に年を逐ふて増加急進的である。

茲に於て収入少きに支出多きに苦しむ事となる。今日の農家は悉く此の惱を持つてゐる。然しこれ一面止むを得ぬ所であつて、人類文化の進歩とは要するに消費生活を豊富にし生活を享樂化するの進度如何によつて判定すべしと經濟學者は稱してゐる。

農家々計の膨脹を以て徒らに農民は贅澤となり奢侈となつたと嘆じ、只一途に節約せ

よ、勤儉なれとなすは酷である。百姓だつて人間である以上人間らしい文化生活を営む事は決して非難さるべき所では無く、寧ろ喜ぶべき所である。

然し乍ら自給自足の經濟から資本主義經濟への轉換期にある、過渡期にある農家經濟に於ては消費經濟の方面に於ても尙合理化すべき幾多の缺點を持つてゐるのである。

此の農家々計の多くの不利、不便、冗費をば改善し節約して經濟的餘裕を生せしめ、農業經營上の能率を増進せしめる上に如何に産業組合が有効なるか、更に進んでは農村生活を快適豊富ならしめ農村生活を樂しむの境地に迄到らしむる上に如何に産業組合の活用が必要なるかを次に述べんと欲する次第である。

(1) 日用品の共同購入

今日農家の生活必需品の供給者は主として農村にある小賣店、行商人及び附近の小都會の商店である。

是等は何れも商品の品質も悪く、然も高價である事等は詳説を要せぬ所で、農家が共同して小賣店を持ち（即ち購買組合事務所）これより日用品の供給を受けるならば如何に有利であるかは屢々前編に於て説明した所である。

— 農 業 組 合 —

現在購買組合に於て取扱ひつゝある日用品の主なる者の品目を列擧すれば、米、麥、雜穀、味噌、醬油、味噌、砂糖、鹽、茶、酒類、魚類、麵類、乾物類、果實蔬菜類、鶏卵、其他食料品、織物類、メリヤス、絲類、足袋、小間物類、履物類、家具類、金物類、雨具類、荒物類、紙類、文房具類、薪炭、石油、等である。

就學中の農家の子弟に使用せしむる學用品の金額も農家消費經濟上見逃せぬ相當額に達するものであるが、之が購入につき小學校に於て學校を單位とする學用品の購買組合を組織して何れも全國購買組合聯合會に加入し、全國購買組合聯合會（略して全購聯と稱す）より學用品の供給を受け、組合員たる兒童に販賣するもの漸次多きを加へつゝある。

其取扱品目も、鉛筆、ペン、消ゴム、クレヨン、木炭紙、筆記帳、インキ、毛筆、半紙、書筆、シャープペンシル、運動靴、三角定規、石盤、繪具、硯箱、算盤、石筆、コンパス、紙挾、ラシヤ紙、メートル尺、帽子、靴、硯、小刀、色紙、唱歌帳、鉄等に至るまで殆んど學用品全般に亘つてある。

此試みは獨り安價の良品を購入し得るのみならず、一面兒童をして販賣の實務に當らしめ得るにより經濟取引の練習ともなり、産業組合の精神及實務を訓練する上に於て多大の

効果を示しつゝある。又我國に於ても近來、日用品の共同購入及加工製造をなす購買利用組合も各所に見掛け得るに到つた。

此等購買組合の設備する施設としては、精米機、麥壓機、麥摺及靱摺機等がある。製造迄行ふ購買組合としては目下は、醬油、味噌等の製造であるが今後は益々その利用範圍を擴げて行くであらふ。

(2) 日用品の共同製造

購買組合は共同による購買のみならず進んでは原料を購入して之によつて工業生産をなす所まで行かなければ本格的ではない。

英國却賣組合の如きは食品、衣服家具其他の大小幾十の專屬工場を有し此處で生産した品を組合員に配給しつゝある。

(3) 共同浴場

都市労働者には銭湯と云ふ物があつて一日の勞苦と汗とを流ひ去る事が出来るが、田舎の小作人等の人々は自分で風呂を立てるの餘裕も無いので近所隣の貰ひ湯か、夏なら行水で済まして了つてゐる。

賈ひ湯等は衛生的にも不潔であり且、勞働に疲れた人達の事として跡始末の不十分から火災等起すの懸念もあり、個々獨立の湯を持つては経費も大變であるから農村に於て小部落の人々相協力して、共同浴湯を持つ事は農村社會施設としても最も好ましい所である。娯樂施設等も併設すれば、農村生活を快適ならしむる上にどんなに役立つか判らぬ。利用組合に於て共同浴湯を經營するもの近來頗る増加しつゝある。

(4) 共同理髮所

經濟的見地から共同理髮所を經營して好成績を擧げつゝあるもの全國に十數個を數へる。一種の利用組合である。

(5) 冠婚葬祭等の用具の共用

我國農家の生活改善の最大の着眼點は、冠婚葬祭等の費用の節減である。斯る際の式服多人數用の食器、座蒲團、式具、其他の用具等を各農家に於て整へ置く事は仲々大變である。是等用具を組合に於て備へ、組合員に共用せしむる一種の利用組合は何處の農村に於ても必要の所であらふ。今日斯の種利用組合も全國的に漸次増加の形勢にある。

(6) 託兒所

農繁時の農家に於てはそれこそ猫の手も借りたい時であり、従つて幼児等をかまつてゐる暇も無く爲に不慮の傷害を被らしめたり、病氣に罹らしむると云ふ様な事は中、小農家に於て屢々あり勝の事である。

斯る幼児の衛生的、教化的非境より救ふと共に進んでは幼児の智徳を啓發し、一面には母親其他の手總ひを除き、家人をして心置きなく労働に勤ましむる爲には農村に於ける農繁期託兒所の必要がある。

近來利用組合として託兒所を経営するものを所々に散見し得るに至つた事は喜ばしい事である。

(7) 醫療施設の共用

經濟的に恵まれぬのと、所謂山間僻地なる地理的事情よりして、農村の人々は病氣になつても醫者にもかかれぬものが仲々多い。醫者が居ないのである。又假令醫療機關があつても貧困なる小作農家にはかかれぬのである。醫者許りでは無い、出産時に當つての完全な助産婦すら無い所も多い。

斯くして年に一度廻つてくる賣藥商からの賣藥、さては如何はしき加持祈禱等の迷信に

走り爲に天命を完し得ざるに到るものすら尠しとしない。

近來、此處に省みる所あり。利用組合に於て病院を經營し或は助産婦を雇ふ等、醫療機關等を共用するの利用組合の設置漸く多きを加へつゝあり、何れも顯著なる成績を擧げてゐるものが多い。農村保健増進の上に今後益々注目さるべき施設であらふ。

五、小作問題の解決と産業組合

農村問題は近來社會問題の中心たるの觀があり、然して農村問題の中核をなすものは實に小作問題である。

從來地主の温情主義と、長いものには巻かれろ式の無自覺服従によつて平和を持續し來つた、農村も近代文化の進入と共に平和は攪亂せらるゝに至つた。

即ち民本主義思想の普及と共に個人の權利主張が強くなり、小作人は自己の農業經營の薄利が主として小作條件の不利に起因するものとなし、小作料引下げ或は小作條件の改善等を要求し、其の方法も近來頗に勃興せる都市商工業労働者の労働争議に刺戟せられ又は其等に指導せられて小作人組合を結成し、團結の偉力によつて地主に抗争するに至つた。

地主は元來農業の薄利なると、小作爭議等の煩しきとの故に居を都市に移すもの續出し、所謂不在地主となつて去り、農村は日一日と荒廢せんとするに到つた。

斯くして當ては和氣霽々隣保相助けて生を樂みし農村には、今は凄風たよひ人々白眼を以て相對するの所さへ尠くない。

此の農村をして隣人相助け相和す昔日の美風に魅らすの方策は無いのであらうか。

産業組合は一定の地域内の人々を其職業の如何を問はず加入せしめる事が出来る。故に其地域内の住民なら如何なる所の人をも開放的に加入せしめるものであるが、之が爲に、一朝組合員中の地主と小作人とが、階級的に相争ふに至れば組合事業を圓滑に進行せしむる事は不可能となる。

が之に反し斯る組織の上に立つが故に、地主等が献身的に組合の役員となつて事務に當り無報酬、時には多大の犠牲を拂つて組合の爲盡し、組合員の福利増進を計るによつて小作人の感情を融和し、精神的にも物質的にも眞の相互扶助の實を擧げ、小作爭議の如き紛争の起る機會無からしむる事も可能である。全國に斯る例は乏しく無い。要するに其は人の問題なのである。斯る點より見て産業組合の使命は益々重大とせざるを得ないのであ

る。

更に近來、土地利用組合と稱し（名稱は異なるものもあり）組合員たる地主より土地を組合に借入れ、組合員たる小作人に利用小作せしめ、一定額の利用料を組合が小作人より徴收し、地主へは組合より一定額の借地料（小作料）を納入する一種の利用組合の出現を見るに至つた。

斯の場合、利用料（小作人の納める小作料）の査定には地主、小作双方より同人数の委員を選定せしめ、更に第三者として村長、農會長、組合の役員、農會技術員等の公平の立場にある委員をも一定數選任し、是等の委員に査定せしめるのが一般である。

凶作の場合の減免に當つても、同様の委員をして決定せしめるから地主と小作人とが正面衝突をやる様な事は無い。

されば地主は之によつて毎年一定料の小作料を確實に得られ、小作人も最も公正なる小作料を以て耕作出来、耕作地を取上げらるゝ等の不安も無く、又組合として共同的に技術的指導や便宜を得られるから極めて有利である。

斯くの如くして全く共存共榮の實を擧げ得られるのである。

此の組合は愛媛縣温泉郡余土村信用購買販賣利用組合に於て大正三年創始せられたものであるが、其成績顯著なるものがあり、今や全國的に續々として設立せらるるに至つた。此種組合に於ては農業倉庫を經營して、小作米の如きは之に共同保管及販賣をなしてをるものが多い。

×

×

×

斯の如く論じ來れば、産業組合の使命は年と共に新分野を開拓し、農村文化の向上と共に前途實に洋々たるものあるを感ぜざるを得ない。

昭和九年九月三十日
昭和九年十月三日
發行

【定價一圓五十錢】

著者 白井銅之助

發行兼印刷者 澤田五郎
東京市麻布區斧町一三九

印刷所 三五堂
東京市澁谷區中通り一ノ三六

電話青山七二九八番

著作
版權
所有

發行所

東京市澁谷區常務松町一〇三
東京農業大學出版部

振替口座東京六八六二六番

